

## 保育所の設備・運営基準と条例委任の分類

| 児童福祉施設最低基準  |         |                            |  | 条例委任<br>の類型分類<br>(注1) |
|-------------|---------|----------------------------|--|-----------------------|
| 条<br>項<br>号 | 対 象 事 項 |                            |  |                       |
| 32          | 1       | 乳児室又はほふく室、調理室の設置           |  | 従うべき基準                |
|             |         | 医務室、便所の設置                  |  | 参酌すべき基準               |
|             | 2       | 乳児室の面積                     | 1人当たり1.65㎡以上 (注2)  | 従うべき基準<br>(大都市特例あり)   |
|             | 3       | ほふく室の面積                    | 1人当たり3.3㎡以上 (注2)   | 従うべき基準<br>(大都市特例あり)   |
|             | 4       | 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること |  | 参酌すべき基準               |
|             | 5       | 保育室又は遊戯室、調理室の設置            |  | 従うべき基準                |
|             |         | 屋外遊戯場、便所の設置                |  | 参酌すべき基準               |
|             | 6       | 保育室又は遊戯室の面積                | 1人当たり1.98㎡以上   | 従うべき基準<br>(大都市特例あり)   |
|             |         | 屋外遊戯場の面積                   |  | 参酌すべき基準               |
|             | 7       | 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること  |  | 参酌すべき基準               |
|             | 8       | 保育室等を2階以上に設ける場合の要件         |  | 参酌すべき基準               |
| 32<br>の2    |         | 保育所の設備の基準の特例               | 給食の外部搬入に関する設備基準等   | 従うべき基準                |
| 33          | 1       | 保育士、嘱託医、調理員(調理委託の場合は不要)の配置 |  | 従うべき基準                |
|             | 2       | 職員配置基準(保育所)                | 0歳児 3:1、 1~2歳児 6:1<br>3歳児 20:1、 4歳以上児 30:1                     | 従うべき基準                |
|             |         | 職員配置基準(認定子ども園である保育所)       | 3歳児 短時間利用 35:1<br>長時間利用 20:1<br>4歳以上児 短時間利用 35:1<br>長時間利用 30:1 | 従うべき基準                |
| 34          |         | 保育時間                       | 1日につき8時間を原則とする   | 参酌すべき基準               |
| 35          |         | 保育の内容                      | 保育所保育指針  | 従うべき基準                |
| 36          |         | 保護者との連絡                    |  | 参酌すべき基準               |
| 36<br>の2    |         | 公正な選考                      | 私立認定保育所における公正な入所選考   | 参酌すべき基準               |
| 36<br>の3    |         | 利用料                        | 通常の保育料以外に徴収する利用料の額は、サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ家計に与える影響を考慮して設定        | 参酌すべき基準               |

(注1) 条例委任の類型分類は、厚生労働省への聞き取りによる

(注2) 都基準は、0歳児及び1歳児1人当たり3.3㎡以上

認可・認証 区市町村別整備状況(平成13年度→平成22年度)

| 区市町村名 | 認可保育所   |         |         |         |             |        | 認証保育所   |        | 定員増<br>認可+認証 | 定員増割合   |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|-------------|--------|---------|--------|--------------|---------|---------|
|       | H13.4現在 |         | H22.4現在 |         | 増減(H13→H22) |        | H22.4現在 |        |              | 認可      | 認証      |
|       | 施設数     | 定員      | 施設数     | 定員      | 施設数         | 定員     | 施設数     | 定員     |              |         |         |
| 千代田区  | 7       | 530     | 6       | 465     | ▲1          | ▲65    | 7       | 237    | 172          | -38%    | 138%    |
| 中央区   | 13      | 1,228   | 17      | 1,635   | 4           | 407    | 13      | 456    | 863          | 47%     | 53%     |
| 港区    | 19      | 1,714   | 20      | 2,029   | 1           | 315    | 19      | 736    | 1,051        | 30%     | 70%     |
| 新宿区   | 39      | 3,309   | 37      | 3,616   | ▲2          | 307    | 12      | 458    | 765          | 40%     | 60%     |
| 文京区   | 21      | 1,845   | 25      | 2,104   | 4           | 259    | 9       | 274    | 533          | 49%     | 51%     |
| 台東区   | 22      | 1,938   | 21      | 1,863   | ▲1          | ▲75    | 8       | 262    | 187          | -40%    | 140%    |
| 墨田区   | 39      | 3,752   | 41      | 4,073   | 2           | 321    | 12      | 370    | 691          | 46%     | 54%     |
| 江東区   | 51      | 4,820   | 69      | 6,854   | 18          | 2,034  | 46      | 1,631  | 3,665        | 55%     | 45%     |
| 品川区   | 44      | 3,707   | 50      | 4,621   | 6           | 914    | 13      | 437    | 1,351        | 68%     | 32%     |
| 目黒区   | 25      | 2,271   | 28      | 2,664   | 3           | 393    | 14      | 532    | 925          | 42%     | 58%     |
| 大田区   | 75      | 8,086   | 79      | 8,570   | 4           | 484    | 32      | 1,195  | 1,679        | 29%     | 71%     |
| 世田谷区  | 73      | 6,411   | 81      | 7,586   | 8           | 1,175  | 35      | 1,279  | 2,454        | 48%     | 52%     |
| 渋谷区   | 27      | 2,144   | 29      | 2,224   | 2           | 80     | 7       | 189    | 269          | 30%     | 70%     |
| 中野区   | 37      | 3,291   | 36      | 3,402   | ▲1          | 111    | 11      | 329    | 440          | 25%     | 75%     |
| 杉並区   | 54      | 4,744   | 55      | 5,184   | 1           | 440    | 14      | 450    | 890          | 49%     | 51%     |
| 豊島区   | 34      | 3,129   | 33      | 3,198   | ▲1          | 69     | 4       | 107    | 176          | 39%     | 61%     |
| 北区    | 48      | 4,547   | 50      | 5,046   | 2           | 499    | 5       | 148    | 647          | 77%     | 23%     |
| 荒川区   | 28      | 2,768   | 27      | 3,283   | ▲1          | 515    | 11      | 245    | 760          | 68%     | 32%     |
| 板橋区   | 82      | 7,557   | 89      | 8,089   | 7           | 532    | 16      | 562    | 1,094        | 49%     | 51%     |
| 練馬区   | 72      | 7,394   | 81      | 8,126   | 9           | 732    | 27      | 815    | 1,547        | 47%     | 53%     |
| 足立区   | 85      | 8,441   | 92      | 8,975   | 7           | 534    | 34      | 941    | 1,475        | 36%     | 64%     |
| 葛飾区   | 69      | 7,653   | 75      | 8,175   | 6           | 522    | 9       | 310    | 832          | 63%     | 37%     |
| 江戸川区  | 78      | 9,107   | 82      | 9,831   | 4           | 724    | 26      | 743    | 1,467        | 49%     | 51%     |
| 区計    | 1,042   | 100,386 | 1,123   | 111,613 | 81          | 11,227 | 381     | 12,706 | 23,933       | 47%     | 53%     |
| 八王子市  | 78      | 8,343   | 84      | 9,161   | 6           | 818    | 10      | 307    | 1,125        | 73%     | 27%     |
| 立川市   | 28      | 2,974   | 28      | 3,102   | 0           | 128    | 4       | 149    | 277          | 46%     | 54%     |
| 武蔵野市  | 13      | 1,277   | 15      | 1,383   | 2           | 106    | 9       | 293    | 399          | 27%     | 73%     |
| 三鷹市   | 22      | 1,782   | 27      | 2,132   | 5           | 350    | 11      | 340    | 690          | 51%     | 49%     |
| 青梅市   | 32      | 2,895   | 32      | 3,096   | 0           | 201    | 1       | 43     | 244          | 82%     | 18%     |
| 府中市   | 30      | 2,997   | 37      | 3,911   | 7           | 914    | 9       | 281    | 1,195        | 76%     | 24%     |
| 昭島市   | 20      | 2,389   | 20      | 2,478   | 0           | 89     | 1       | 30     | 119          | 75%     | 25%     |
| 調布市   | 22      | 2,199   | 30      | 2,833   | 8           | 634    | 14      | 442    | 1,076        | 59%     | 41%     |
| 町田市   | 36      | 3,283   | 53      | 4,702   | 17          | 1,419  | 7       | 280    | 1,699        | 84%     | 16%     |
| 小金井市  | 11      | 1,125   | 13      | 1,323   | 2           | 198    | 4       | 102    | 300          | 66%     | 34%     |
| 小平市   | 18      | 1,829   | 18      | 1,857   | 0           | 28     | 11      | 310    | 338          | 8%      | 92%     |
| 日野市   | 19      | 1,979   | 29      | 2,609   | 10          | 630    | 6       | 332    | 962          | 65%     | 35%     |
| 東村山市  | 13      | 1,305   | 16      | 1,601   | 3           | 296    | 5       | 130    | 426          | 69%     | 31%     |
| 国分寺市  | 10      | 922     | 14      | 1,358   | 4           | 436    | 5       | 164    | 600          | 73%     | 27%     |
| 国立市   | 11      | 1,095   | 11      | 1,105   | 0           | 10     | 3       | 84     | 94           | 11%     | 89%     |
| 福生市   | 12      | 1,164   | 12      | 1,175   | 0           | 11     | 3       | 101    | 112          | 10%     | 90%     |
| 狛江市   | 9       | 865     | 9       | 872     | 0           | 7      | 5       | 158    | 165          | 4%      | 96%     |
| 東大和市  | 15      | 1,593   | 15      | 1,650   | 0           | 57     | 0       | 0      | 57           | 100%    | 0%      |
| 清瀬市   | 13      | 953     | 13      | 1,112   | 0           | 159    | 1       | 36     | 195          | 82%     | 18%     |
| 東久留米市 | 15      | 1,457   | 16      | 1,523   | 1           | 66     | 2       | 48     | 114          | 58%     | 42%     |
| 武蔵村山市 | 11      | 1,576   | 13      | 1,926   | 2           | 350    | 0       | 0      | 350          | 100%    | 0%      |
| 多摩市   | 15      | 2,005   | 19      | 2,265   | 4           | 260    | 4       | 130    | 390          | 67%     | 33%     |
| 稲城市   | 12      | 1,279   | 13      | 1,469   | 1           | 190    | 6       | 184    | 374          | 51%     | 49%     |
| 羽村市   | 12      | 1,151   | 12      | 1,185   | 0           | 34     | 3       | 141    | 175          | 19%     | 81%     |
| あきる野市 | 14      | 1,417   | 15      | 1,618   | 1           | 201    | 2       | 61     | 262          | 77%     | 23%     |
| 西東京市  | 22      | 2,064   | 22      | 2,124   | 0           | 60     | 14      | 349    | 409          | 15%     | 85%     |
| 市計    | 513     | 51,918  | 586     | 59,570  | 73          | 7,652  | 140     | 4,495  | 12,147       | 63%     | 37%     |
| 瑞穂町   | 6       | 545     | 6       | 584     | 0           | 39     | 4       | 106    | 145          | 27%     | 73%     |
| 日の出町  | 4       | 350     | 4       | 430     | 0           | 80     | 0       | 0      | 80           | 100%    | 0%      |
| 檜原村   | 1       | 59      | 1       | 45      | 0           | ▲14    | 0       | 0      | ▲14          | 100%    | 0%      |
| 奥多摩町  | 2       | 170     | 2       | 160     | 0           | ▲10    | 0       | 0      | ▲10          | 100%    | 0%      |
| 大島町   | 5       | 270     | 5       | 280     | 0           | 10     | 0       | 0      | 10           | 100%    | 0%      |
| 利島村   | 1       | 20      | 1       | 25      | 0           | 5      | 0       | 0      | 5            | 100%    | 0%      |
| 新島村   | 3       | 160     | 3       | 160     | 0           | 0      | 0       | 0      | 0            | #DIV/0! | #DIV/0! |
| 神津島村  | 1       | 90      | 1       | 90      | 0           | 0      | 0       | 0      | 0            | #DIV/0! | #DIV/0! |
| 三宅村   | 3       | 165     | 1       | 60      | ▲2          | ▲105   | 0       | 0      | ▲105         | 100%    | 0%      |
| 御蔵島村  | 0       | 0       | 0       | 0       | 0           | 0      | 0       | 0      | 0            | #DIV/0! | #DIV/0! |
| 八丈町   | 6       | 455     | 6       | 455     | 0           | 0      | 0       | 0      | 0            | #DIV/0! | #DIV/0! |
| 青ヶ島村  | 0       | 0       | 0       | 0       | 0           | 0      | 0       | 0      | 0            | #DIV/0! | #DIV/0! |
| 小笠原村  | 1       | 60      | 1       | 60      | 0           | 0      | 0       | 0      | 0            | #DIV/0! | #DIV/0! |
| 町村計   | 33      | 2,344   | 31      | 2,349   | ▲2          | 5      | 4       | 106    | 111          | 5%      | 95%     |
| 都合計   | 1,588   | 154,648 | 1,740   | 173,532 | 152         | 18,884 | 528     | 17,307 | 36,191       | 52%     | 48%     |

# 平成21年度第三者評価 利用者調査結果

| 項目 | 認可保育所 |               |       |            | 認証保育所 |               |       |            |
|----|-------|---------------|-------|------------|-------|---------------|-------|------------|
|    | はい    | どちらとも<br>いえない | いいえ   | 無回答<br>非該当 | はい    | どちらとも<br>いえない | いいえ   | 無回答<br>非該当 |
|    | 1     | 88.5%         | 9.3%  | 1.1%       | 1.0%  | 90.3%         | 7.1%  | 0.7%       |
| 2  | 79.3% | 15.3%         | 4.6%  | 0.9%       | 70.7% | 21.6%         | 6.4%  | 1.2%       |
| 3  | 74.0% | 12.8%         | 3.7%  | 9.6%       | 82.3% | 6.1%          | 0.9%  | 10.7%      |
| 4  | 83.7% | 12.0%         | 2.6%  | 1.8%       | 89.3% | 6.7%          | 1.1%  | 2.9%       |
| 5  | 68.5% | 25.2%         | 4.6%  | 1.7%       | 77.6% | 19.1%         | 1.7%  | 1.9%       |
| 6  | 67.6% | 24.9%         | 6.6%  | 0.9%       | 81.3% | 14.8%         | 2.3%  | 1.6%       |
| 7  | 77.6% | 17.6%         | 4.0%  | 0.7%       | 86.6% | 10.9%         | 1.7%  | 0.8%       |
| 8  | 79.0% | 16.3%         | 2.8%  | 1.8%       | 86.6% | 10.5%         | 1.3%  | 1.7%       |
| 9  | 78.9% | 13.4%         | 1.3%  | 6.3%       | 81.2% | 10.3%         | 0.5%  | 7.9%       |
| 10 | 86.8% | 11.3%         | 0.8%  | 1.1%       | 92.6% | 6.3%          | 0.3%  | 0.6%       |
| 11 | 83.5% | 13.5%         | 2.1%  | 1.0%       | 92.5% | 6.7%          | 0.5%  | 0.4%       |
| 12 | 51.4% | 33.2%         | 11.1% | 4.4%       | 65.9% | 24.9%         | 5.2%  | 4.2%       |
| 13 | 57.9% | 28.9%         | 4.2%  | 9.0%       | 70.5% | 18.6%         | 1.7%  | 9.2%       |
| 14 | 53.6% | 5.1%          | 38.4% | 2.8%       | 42.5% | 5.0%          | 49.8% | 2.8%       |
| 15 | 79.0% | 16.5%         | 2.7%  | 1.7%       | 84.3% | 12.5%         | 1.3%  | 2.0%       |

## 第三者評価実施状況

| 認可保育所      | H21評価実施件数 | 実施率     | H20評価実施件数 | 前年比 | 過去1回以上評価実績のある事業所数 | 実施率     |
|------------|-----------|---------|-----------|-----|-------------------|---------|
| (公立)       | 559       | (32.8%) | 413       | 146 | 1,365             | (80.1%) |
| (私立)       | 187       | (19.0%) | 159       | 28  | 680               | (69.2%) |
|            | 372       | (51.5%) | 254       | 118 | 685               | (94.7%) |
| 認証保育所A型・B型 | 163       | (36.4%) | 157       | 6   | 322               | (71.9%) |



# 平成19年度東京都福祉保健基礎調査報告書(抜粋)

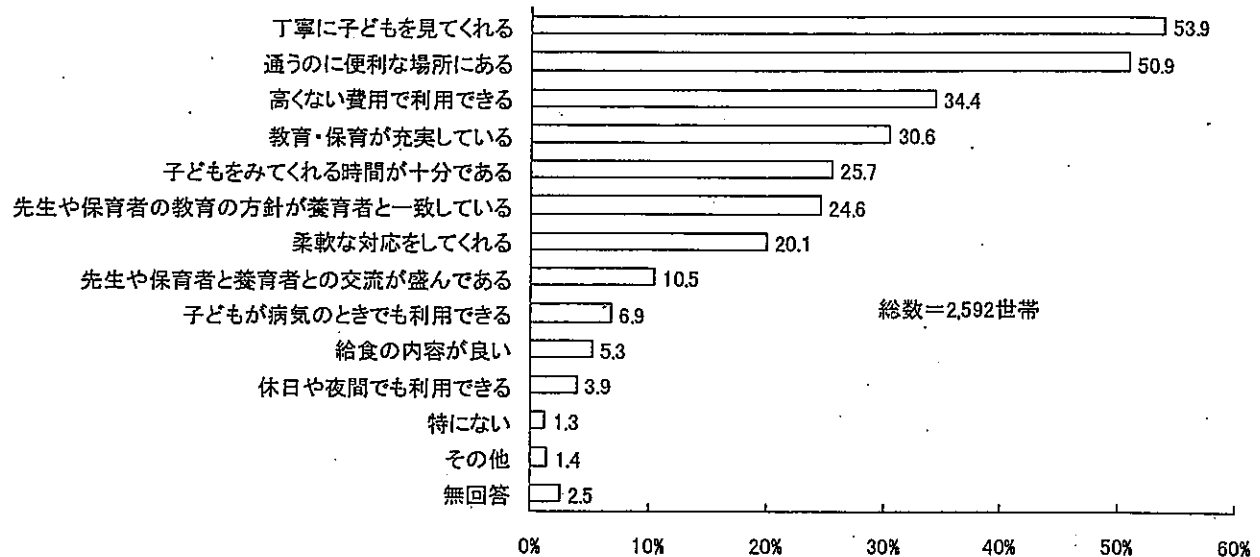
(7) 子どもの預け先を選ぶ際に重視すること〔複数回答〕—預け先を選ぶ際に最も重視すること

子どもの預け先を選ぶ際に重視することは「丁寧に子どもを見てくれる」がトップ

子どもの預け先を選ぶ際に重視すること〔複数回答〕、またその中で最も重視することを聞いたところ、どちらも「丁寧に子どもを見てくれる」と回答した割合が最も高く(複数回答 53.9%、最も重視すること 29.8%)、次いで「通うのに便利な場所にある」(複数回答 50.9%、最も重視すること 15.6%)となっている。(図 I-2-7、図 I-2-8)

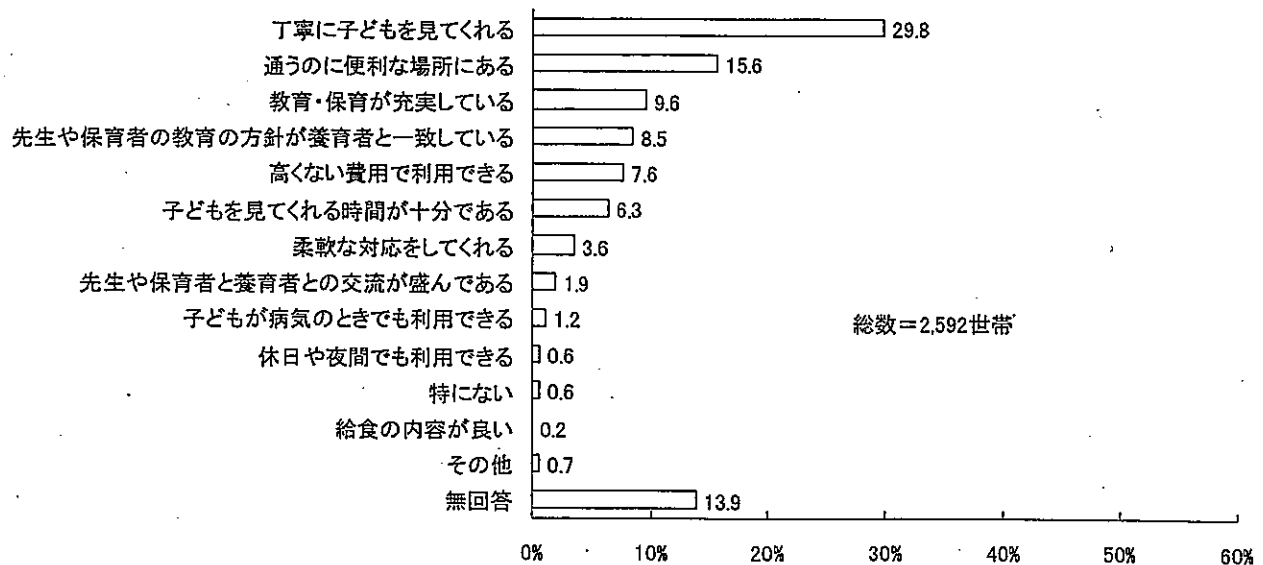
問 お子さんの預け先を選ぶ際に重視することは何ですか。その中で最も重視するものは何ですか。

図 I-2-7 子どもの預け先を選ぶ際に重視すること〔複数回答〕



(注) 総数 2,592 世帯は、就学前の子どもがいる世帯数である。

図 I-2-8 子どもの預け先を選ぶ際に最も重視すること



(注) 総数 2,592 世帯は、就学前の子どもがいる世帯数である。

(8) 子どもの預け先を選ぶ際に重視すること〔複数回答〕

一日中子どもを見てもらっているところ（主なところ）別

子どもの預け先を選ぶ際に重視することについて、日中主に子どもを見てもらっているところ（主なところ）別にみると、総数では「通うのに便利な場所にある」の割合が51.9%で最も高く、「丁寧に子どもを見てくれる」が49.9%と続く。

「子どもを見てくれる時間が十分である」の割合は、認可保育所（公立 41.4%、私立 34.9%）で子どもを見てもらっている世帯が総数の割合（29.5%）よりも高い。また、「給食の内容が良い」ことを重視する割合は、認証保育所で子どもを見てもらっている世帯が14.3%と、他のところよりも高いのが目立つ。（表 I-2-1）

表 I-2-1 子どもの預け先を選ぶ際に重視すること〔複数回答〕

一日中子どもを見てもらっているところ（主なところ）別

|              | 総数               | 子どもを見てくれる時間が十分である | 休日や夜間でも利用できる | 子どもが病気のときでも利用できる | 教育・保育が充実している | 高くない費用で利用できる | 柔軟な対応をしてくれる | 方針が養育者と一致している | 先生や保育者の教育との交流が盛んである | 先生や保育者と養育者の給食の内容が良い | 丁寧に子どもを見てくれる | 通うのに便利な場所にある | その他 | 特になし | 無回答 |
|--------------|------------------|-------------------|--------------|------------------|--------------|--------------|-------------|---------------|---------------------|---------------------|--------------|--------------|-----|------|-----|
| 総数           | 100.0<br>(2,021) | 29.5              | 3.4          | 7.1              | 29.6         | 31.1         | 18.7        | 24.4          | 10.5                | 5.6                 | 49.9         | 51.9         | 1.2 | 1.3  | 2.6 |
| 認可保育所(公立)    | 100.0<br>(582)   | 41.4              | 4.1          | 8.6              | 23.4         | 32.3         | 18.9        | 11.3          | 7.9                 | 6.2                 | 46.2         | 59.6         | 1.2 | 1.5  | 2.6 |
| 認可保育所(私立)    | 100.0<br>(315)   | 34.9              | 4.4          | 8.9              | 30.5         | 25.4         | 21.6        | 18.4          | 10.5                | 10.8                | 48.6         | 50.8         | -   | 0.3  | 2.2 |
| 認証保育所        | 100.0<br>(70)    | 30.0              | 2.9          | 10.0             | 24.3         | 34.3         | 24.3        | 7.1           | 14.3                | 14.3                | 47.1         | 57.1         | 1.4 | -    | 1.4 |
| 認定こども園       | 100.0<br>(12)    | 16.7              | 8.3          | 8.3              | 33.3         | 41.7         | 25.0        | -             | -                   | 8.3                 | 41.7         | 33.3         | 8.3 | -    | -   |
| 幼稚園          | 100.0<br>(789)   | 20.7              | 1.8          | 4.9              | 35.2         | 30.5         | 17.2        | 37.0          | 11.5                | 2.8                 | 53.0         | 49.2         | 1.8 | 1.8  | 1.5 |
| 職場内保育所       | 100.0<br>(12)    | 16.7              | -            | 16.7             | 25.0         | 66.7         | 41.7        | -             | -                   | 8.3                 | 50.0         | 75.0         | -   | -    | -   |
| 家庭福祉員(保育ママ)  | 100.0<br>(9)     | 55.6              | 11.1         | -                | 22.2         | 11.1         | 11.1        | 33.3          | 22.2                | -                   | 77.8         | 33.3         | -   | -    | -   |
| その他の家族       | 100.0<br>(17)    | 35.3              | 17.6         | 5.9              | 17.6         | 41.2         | 11.8        | 17.6          | 17.6                | -                   | 52.9         | 29.4         | -   | -    | -   |
| 同居していない親族や友人 | 100.0<br>(17)    | 41.2              | -            | 5.9              | 17.6         | 41.2         | 17.6        | 29.4          | 29.4                | 5.9                 | 35.3         | 41.2         | -   | -    | -   |

(注) 総数は、自分・配偶者以外が日中の世話をしている子どもの数2,021人である。

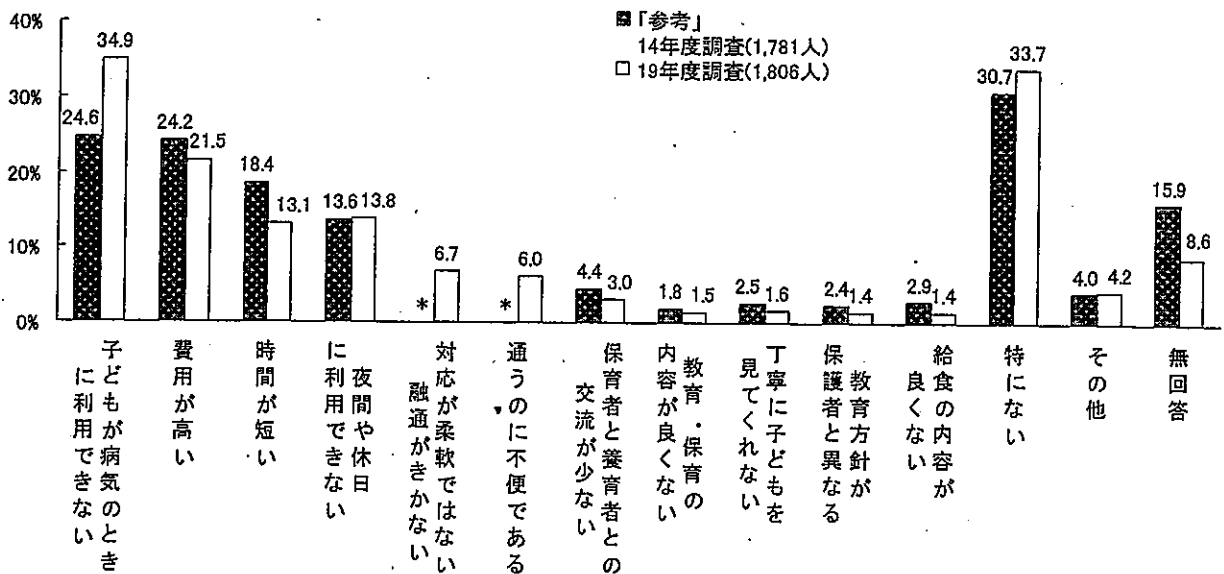
(10) 子どもを預けていて不満に思うこと

子どもを預けていて不満に思うことは「子どもが病気のとくに利用できない」がトップ

日中の主な預け先に関して、困ることや不満に思うことを尋ねたところ「子どもが病気のとくに利用できない」の割合が34.8%と最も高く、平成14年度調査に比べて10ポイント以上上昇したが「特にない」も33.7%と2番目に高かった。(図I-2-13)

問 お子さんの預け先に関して、困ることや不満に思うことは何ですか。

図I-2-13 子どもを預けていて不満に思うこと



(注) \* は14年度調査時に選択肢がなかったもの。

(11) 子どもを預けていて不満に思うこと—両親の有無別

日中の主な預け先に関して、困ることや不満に思うことを両親の有無別にみると、ひとり親世帯では「子どもが病気のとくに利用できない」の割合が50.4%、次いで「夜間や休日に利用できない」の27.4%となっている。(表I-2-10)

表I-2-10 子どもを預けていて不満に思うこと—両親の有無別

|        | 総数               | 時間が短い | 子どもを見てくれる時 | 夜間や休日に利用できない | 子どもが病気のとくに利用できない | 教育・保育の内容が良くない | 費用が高い | 融通がきかない | 対応が柔軟ではない | 先生や保育者の教育の方針が養育者と異なる | 先生や保育者と養育者との交流が少ない | 給食の内容が良くない | 丁寧 <sup>①</sup> に子どもを見てくれない | 通うのに不便である | 特にない | その他 | 無回答 |
|--------|------------------|-------|------------|--------------|------------------|---------------|-------|---------|-----------|----------------------|--------------------|------------|-----------------------------|-----------|------|-----|-----|
| 総数     | 100.0<br>(1,806) | 13.1  | 13.8       | 34.9         | 1.5              | 21.5          | 6.7   | 1.4     | 3.0       | 1.4                  | 1.6                | 6.0        | 33.7                        | 4.2       | 8.6  |     |     |
| 両親世帯   | 100.0<br>(1,671) | 13.4  | 12.7       | 33.6         | 1.4              | 22.3          | 6.6   | 1.6     | 2.9       | 1.4                  | 1.5                | 6.2        | 34.1                        | 4.2       | 8.7  |     |     |
| ひとり親世帯 | 100.0<br>(135)   | 8.9   | 27.4       | 50.4         | 2.2              | 11.1          | 8.1   | -       | 4.4       | 1.5                  | 2.2                | 3.7        | 29.6                        | 3.0       | 7.4  |     |     |

(12) 子どもを預けていて不満に思うこと一日中子どもを見てもらっているところ（主なところ）別

日中の主な預け先に関して、日中子どもを見てもらっているところ（主なところ）別にみると、「子どもが病気のとくに利用できない」割合は、認可保育所（公立）が最も高く56.5%、「費用が高い」割合は、認証保育所が最も高く54.3%であった。（表I-2-11）

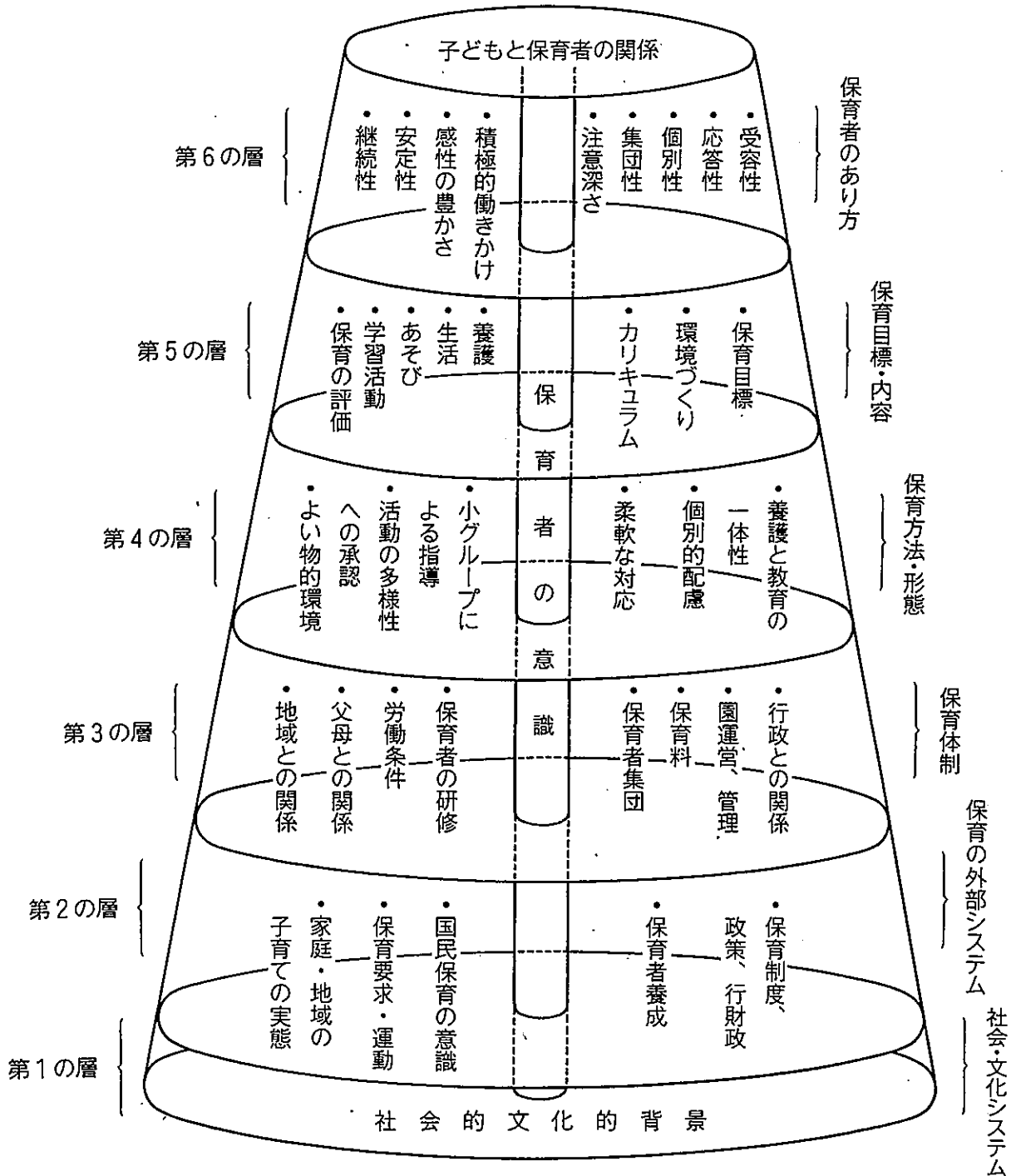
表I-2-11 預け先について困ることや不満に思うこと（複数回答）

一日中子どもを見てもらっているところ（主なところ）別

|             | 総数               | 子どもが短い間を見てくれる時 | 夜間や休日に利用できない | 子どもが病気のとくに利用できない | 教育・保育の内容が良くない | 費用が高い       | 対応が柔軟ではない、融通がきかない | 先生や保育者の教育の方針が養育者と異なる | 先生や保育者と養育者との交流が少ない | 給食の内容が良くない | 丁寧な子どもを見てくれない | 通うのに不便である | 特になし | その他 | 無回答  |
|-------------|------------------|----------------|--------------|------------------|---------------|-------------|-------------------|----------------------|--------------------|------------|---------------|-----------|------|-----|------|
| 総数          | 100.0<br>(1,806) | 13.1           | 13.8         | 34.9             | 1.5           | 21.5        | 6.7               | 1.4                  | 3.0                | 1.4        | 1.6           | 6.0       | 33.7 | 4.2 | 8.6  |
| 認可保育所(公立)   | 100.0<br>(582)   | 10.0           | 22.0         | <u>56.5</u>      | 1.5           | 13.2        | 11.0              | 1.7                  | 3.1                | 0.5        | 2.1           | 6.5       | 27.1 | 4.1 | 2.4  |
| 認可保育所(私立)   | 100.0<br>(315)   | 7.3            | 19.0         | 52.7             | 1.6           | 19.7        | 7.3               | 2.2                  | 5.7                | 1.0        | 1.6           | 7.3       | 28.3 | 6.3 | 3.5  |
| 認証保育所       | 100.0<br>(70)    | 10.0           | 15.7         | 44.3             | 1.4           | <u>54.3</u> | 4.3               | -                    | 1.4                | -          | -             | 15.7      | 20.0 | 2.9 | 7.1  |
| 認定こども園      | 100.0<br>(12)    | 25.0           | 8.3          | 50.0             | -             | 25.0        | 16.7              | -                    | -                  | -          | -             | 8.3       | 8.3  | -   | 16.7 |
| 幼稚園         | 100.0<br>(789)   | 18.0           | 5.4          | 10.5             | 1.4           | 24.7        | 3.5               | 1.1                  | 2.3                | 2.4        | 1.3           | 3.7       | 42.7 | 3.0 | 15.7 |
| 職場内保育所      | 100.0<br>(12)    | -              | 8.3          | 33.3             | -             | 16.7        | -                 | -                    | -                  | -          | -             | 16.7      | 41.7 | 8.3 | -    |
| 家庭福祉員(保育ママ) | 100.0<br>(9)     | 22.2           | 33.3         | 44.4             | 11.1          | 22.2        | -                 | -                    | -                  | -          | -             | 11.1      | 33.3 | -   | -    |



# 3歳未満児保育における「保育の質」をとらえる指標・概念図



出典: 金田利子・諏訪きぬ・土田弘子編『「保育の質」の探求』 P21 ミネルヴァ書房



保育所における質の向上のためのアクションプログラム  
(「保育所保育指針等の施行等について」雇児発第 0328001 号：別添 4)

平成 20 年 3 月 28 日  
厚生労働省

1. 趣旨

このたび、保育所保育指針が告示として公布され、保育の内容の質を高める観点から、保育所における取組の充実・強化がより一層求められている。このような背景を踏まえ、本年 2 月 27 日にとりまとめた「新待機児童ゼロ作戦」において、「国及び地方公共団体において、保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定し、質の向上のための保育所の取組を支援する」こととされたところである。

今般、国として、保育の質の向上に資する保育所における各種の取組を支援する観点から、国（厚生労働省）が取り組む施策及び地方公共団体（都道府県及び市町村）が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定することとした。

各地方公共団体においては、本アクションプログラムを踏まえ、各地域の実情等を考慮した保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定することが望ましい。その際、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画にもその内容を反映させるなど、次世代育成支援対策を進める上で、保育の質を向上させていく視点を重視することが期待される。

2. 実施期間

本アクションプログラムの実施期間は、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間とする。なお、地方公共団体が定めるアクションプログラムの実施期間については、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画との関係等を踏まえ、独自に設定されたい。

3. 具体的施策

(1) 保育実践の改善・向上

【ねらい】 養護及び教育を一体的に行うという保育所における保育の特性を生かしつつ、常に保育の内容や方法を見直し、その改善・向上が図られるようにする。

① 自己評価の推進

国は、保育現場における自己評価が円滑に実施され、養護と教育の充実が図られるとともに、当該自己評価を基盤とした客観的な第三者評価にも資するよう、保育士等及び保育所の自己評価に関するガイドラインを作成する。

② 保育実践の改善・向上に関する調査研究の推進

国は、事業者や民間団体等が行う保育実践上の課題に関する調査研究の支援に努めるとともに、当該研究成果の活用を図る。

都道府県及び市町村においても、事業者や民間団体等が行う保育実践上の課題に関する調査研究を支援するとともに、当該研究成果の活用を図ることが望ましい。

③ 情報技術の活用による業務の効率化

市町村は、情報技術の活用等を通じた保育所における業務の効率化のため、必要な措置を講じることが望ましい。

④ 地域の関係機関等との連携

市町村は、各地域の実情等に応じ、保育所が、地域子育て支援拠点、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、要保護児童対策地域協議会など地域の関係機関等と積極的な連携及び協力を図ることができるよう、必要な支援を行うことが望ましい。

(2) 子どもの健康及び安全の確保

【ねらい】 保育所が、子どもが健康で安全に生活できる場となるようにする。

① 保健・衛生面の対応の明確化

国は、保育所において感染症やその疑いが発生した場合の迅速な対応や、乳幼児の発達の特性に応じた健康診断の円滑な実施等の観点から、保育所における保健・衛生面の対応に関するガイドラインを作成する。

② 看護師等の専門的職員の確保の推進

国は、保育所における体調不良の子どもへの対応など健康面における対策の充実を図るため、看護師等の専門的職員の確保に努める。

③ 嘱託医の役割の明確化

国は、子どもの健康支援等に当たって嘱託医が十分にその役割を果たせるよう、嘱託医の業務を明確化する。

④ 特別の支援を要する子どもの保育の充実

都道府県及び市町村は、障害のある子どもをはじめ特別の支援を要する子どもの保育に関して、保育所と地域の関係機関等との連携が適切に図られるよう、必要な支援を行う。

⑤ 地域の関係機関等との連携

市町村は、保育所が、要保護児童対策地域協議会や母子保健連絡協議会など地域の関係機関等と積極的な連携及び協力を図ることができるよう、必要な支援を行うことが望ましい。

### (3) 保育士等の資質・専門性の向上

【ねらい】 保育士等の資質や保育の専門性を高め、保育所において質の高い人材を確保する。

#### ① 保育所内外の研修の充実

国は、保育所が、保育所内外の研修に積極的に取り組めるよう、保育所の職員に対する研修を体系化したガイドラインを作成する。

都道府県及び市町村は、上記ガイドラインを参考にし、保育所の職員に対する研修内容の充実を図るとともに、外部の専門家を恒常的に保育所が活用できる体制を整えるなど研修体制の充実を図ることが望ましい。

#### ② 施設長の役割の強化

国は、保育所の役割や社会的責任を遂行する施設長の責務にかんがみ、施設長の資格要件の明確化について検討する。

#### ③ 保育士の専門性を高めるための資格や養成の在り方の見直し

国は、保育士が保育現場で求められる多様な課題に対応できるようにするため、保育士の専門性を高めるための資格や養成の在り方の見直しについて検討する。

### (4) 保育を支える基盤の強化

【ねらい】 (1) から (3) に掲げる保育所の取組を支えるための保育環境の改善・充実が図られるよう、国及び地方公共団体による支援体制等を整備する。

#### ① 評価の充実

子どもの保育に加え、子どもの保護者に対する支援、地域における子育て支援、地域の家庭的保育への支援など幅広い機能を担う保育所の役割を踏まえ、国は、保育士等及び保育所の自己評価に関するガイドラインを作成するとともに、これを踏まえ、現行の第三者評価に関するガイドライン（「保育所版の『福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン』及び『福祉サービス内容評価基準ガイドライン』等について」（平成17年5月26日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長、社会・援護局福祉基盤課長連名通知）を改定する。〔一部再掲〕

② 保育に関する研究成果等のデータベース化及び活用

国は、保育実践の改善・向上等に関する各種研究成果、資料等をデータベース化し、保育士や研究者、行政関係者等が活用できる体制を整備する方策について検討する。

③ 専門的な人材や地域の多様な人材の活用

都道府県及び市町村は、保育所が、保育実践に関する専門的な人材や、地域において子育て支援に関わる多様な人材を活用して、地域の実情等に応じた様々な取組を行うことができるよう、人材の確保や必要な調整など体制を整備することが望ましい。

④ 保育環境の改善・充実のための財源の確保

国は、保育所における取組を支える保育環境を改善・充実するために必要な財源の確保に努める。

都道府県及び市町村においても、保育所における取組を支える保育環境を改善・充実するために必要な財源を確保することが望ましい。

# 子ども・子育て支援施策にかかる 質の改善に関する論点整理

平成22年12月28日  
第8回 基本制度ワーキングチーム  
説明資料

## 目次

1. 質の改善(職員配置の充実等)
  - (1) こども園(仮称)
  - (2) 放課後児童給付(仮称)
  - (3) 多様な保育サービス(延長保育等)
  - (4) 社会的養護(児童養護施設等)等
  - (5) その他
  
2. 質の改善(給付率改善)
  - (1) こども園(長時間利用)
  - (2) こども園(短時間利用)
  - (3) 放課後児童給付(仮称)
  - (4) 多様な保育サービス(延長保育等)
  - (5) 育児休業給付

参考資料 - 子ども・子育てビジョン

## 1. 質の改善（職員配置の充実等）

### （1）こども園（仮称）

- 現在の幼稚園・保育所の垣根を取り払い、現行の幼稚園・保育所に比べて更に質の高い幼児教育・保育を一体的に提供する観点から、質の改善を行うことを検討。
  - 検討課題としては、以下の点が考えられるがどうか。
- ① 職員体制の強化
- ア こども園（仮称）における幼児教育機能及び保育機能の充実等を図るため、職員配置基準（学級編制基準）の引上げを検討。

1

#### （参考1） こども園（長時間利用〔現行の保育所利用に相当〕）

- 指定都市・中核市における職員配置の上乗せ措置の状況は、以下のとおり。

| 職員配置基準 |      |   | (ケース1) |    | (ケース2) |
|--------|------|---|--------|----|--------|
| 1・2歳児  | 6:1  | → | 4:1    | 又は | 5:1    |
| 3歳児    | 20:1 | → | 15:1   | 又は | 20:1   |
| 4・5歳児  | 30:1 | → | 20:1   | 又は | 25:1   |

- この場合、定員90人のモデルケースについて、現行保育士11名が15名（ケース1）、13名（ケース2）に増員されることとなる。

※定員90人（0歳児10人、1・2歳児30人、3歳児20人、4・5歳児30人の場合）

⇒ 450万円/人 × 2名（ケース2）～4名（ケース1）の追加費用が必要。

※ 現行の保育所国庫補助単価ベース

2



(参考2) こども園(短時間利用[現行の幼稚園利用に相当])

- 小学校1年生における学級編制基準の見直し(40人→35人[H23年度から])やこども園(長時間利用)の4・5歳児の上乗せの状況から、以下のケースが考えられる。

1学級当たり 35人 → 25人(ケース1)又は30人(ケース2)

- この場合、定員160名(※1)のモデルケースについて、現行幼稚園教諭5名が8名(ケース1)、6名(ケース2)に増員されることとなる。

※1 定員160名(3歳児30人、4歳児60人、5歳児70人の場合)

⇒ 450万円/人(※2) × 1~3名の追加費用が必要。※2 現行の保育士と同程度の単価と仮定

(参考3) こども園(長時間利用[現行の保育所利用に相当])

- 保育所では、児童・家族に直接関わらない業務(勤務表等の作成、施設維持管理や安全点検等)についても相当程度、直接処遇職員である保育士が担っており、研修の機会等が限られている現状。

- 介護保険のデイサービスでは、事務職員の費用が報酬に含まれているが、保育所の運営費には、事務職員の費用は含まれていない。

- 以上を踏まえると、以下のケースが考えられる。

(ケース1) 事務職員を新たに配置

(ケース2) 主任保育士の代替職員(保育士)を配置

※ 負担軽減により、日々の児童記録の作成、園内研修、園外研修等の時間に充てることが可能

- この場合、1施設あたり 440万円/年(ケース1の場合)、450万円/年(ケース2の場合)の追加費用が必要。※ 現行の児童養護施設における事務職員の国庫補助単価ベース

## イ こども園(仮称)における体調不良児への対応、園児の健康管理、施設の衛生管理の充実を図るため、看護師の配置を検討。

(参考) こども園(長時間利用[現行の保育所利用に相当])

- こども園(仮称)における体調不良児対応を図るため「子ども・子育てビジョン」では、全施設で体調不良児対応に取り組むことが平成26年度までの数値目標として掲げられている。

※ 介護保険のデイサービスでは看護師が必置とされている。

- こども園(仮称)に看護師を配置する場合には、

⇒ 1施設あたり 490万円/年 の追加費用が必要。

※ 現行の乳児院における看護師の国庫補助単価ベース

## ② 職員の処遇改善

他の産業に比べて低い賃金を改善し、一定の資質を確保した職員の定着を図ることを検討。

(参考) 職員の平均給与月額

|       | 25～29歳 | 30～34歳 |
|-------|--------|--------|
| 保育士   | 約26万円  | 約27万円  |
| 幼稚園教諭 | 約27万円  | 約29万円  |
| 全産業平均 | 約33万円  | 約39万円  |

(参照) 平成21年賃金構造基本調査結果

※ 平均給与月額は、賞与その他特別給与額を含んだ年間給与額を基に算出。

※ 職種別・年齢区分別データにおいて幼稚園教諭は女性のみデータであることから、上記対象職種においても女性の数値を使用している。

## ③ 減価償却費の導入

イコールフットिंगの観点から、減価償却費相当額を給付費に含めて支給する方式に改めることを検討。

(参考)

次世代育成支援のための実態調査(※)によると、

1施設あたりの減価償却費は、408万円/年

(過去3か年平均。施設整備費以外の費用も含む。)

保育所1カ所あたり平均定員90人をもとに児童一人当たりの費用を試算すると、

約3800円/月

※次世代育成支援のための実態調査(H21年度:凸版印刷)

※ 緊急的に基盤整備(幼稚園がこども園となる場合の調理室の設置等)が必要となる場合等について、施設整備費としての補助を行うことを検討。

## (2) 放課後児童給付(仮称)

○ 子どもが安全に安心して過ごせる生活の場を提供するため、子どもや保護者と安定した関係が構築できる人材を確保する観点から、質の改善を行うことを検討。

○ 検討課題としては、以下の点が考えられるかどうか。

### ① 職員体制の強化

子どもの安全安心な生活の場を提供する観点から、開設時間の延長や職員体制を強化し、一定の資質を有した職員の定着を図ることを検討。

(参考)

○ 現在の指導員(非常勤)が常勤並の勤務時間を要請されていることや、開所時間の拡充の要請を踏まえ、非常勤指導員を常勤化することが考えられる。

<40人規模のクラブの場合>

○ この場合、1クラブあたり 300万円/年 × 3名分の追加費用が必要。

※ 現行の国庫補助単価ベース

## ② 減価償却費の導入

イコールフットィングの観点から、減価償却費相当額を給付費に含めて支給する方式に改めることを検討。

(参考)

- 標準的な放課後児童クラブにおける減価償却費
  - ・ 放課後児童クラブの施設整備における国庫補助基準単価 2,150万円/年
  - ・ 児童一人あたり減価償却費 930円/月  
(減価償却年数(金属造その他)24年、クラブ定員40名と仮定)

7

## (3) 多様な保育サービス(延長保育等)

- 多様な保育サービスについて、こども園(仮称)の利用と一体的・連続的な利用を保障する観点から、以下のとおり質の改善を図ることを検討。

- 検討課題としては、以下の点が考えられるがどうか。

### ① 職員体制の強化

こども園(仮称)との一体的・連続的な利用を保障する観点から、こども園(仮称)同様に職員体制を強化し、一定の資質を確保した職員の定着を図ることを検討。

(参考)

- 延長保育、休日保育について、こども園(仮称)等の本体施設の利用との一体性、連続性にサービス提供することを踏まえ、非常勤保育士を常勤化することが考えられる。  
(現状:常勤保育士1名、非常勤保育士1名 → 改善:常勤保育士2名)

<標準的なケース>

- この場合、標準的なケースで270万円/年の追加費用が必要。
  - ※ 利用児童数により追加費用は変動する。
  - ※ 現行の国庫補助単価ベース

8

## ② 利用保障

サービスの性質上、安定的な利用が見込めない病児保育について、空床保障を実施することで、利用者にとって必要な時にサービス利用できる環境を保障することを検討。

## (4) 社会的養護（児童養護施設等）等

○ 虐待を受けた児童等の増加に対応しながら、可能な限り家庭的な環境において養育し、自立支援や心理的ケア等を行う観点から、こども園（仮称）等に準じた質の改善を行うことを検討。

○ 障害児に対する保育について、職員体制の強化を検討。

※ 障害児の発達支援に着目した専門的支援については、前臨時国会で成立した改正児童福祉法の施行に万全を尽くすとともに、障がい者制度改革推進本部福祉総合部会障害児支援合同作業チームにおいても議論が進められている。

9

## (5) その他

○ 一時預かりについて、体制の充実を図り、一定の資質を有した職員の定着を図ることを検討。

○ 地域子育て支援拠点について、体制の充実（専任の職員配置など）等を図るなど、地域の子育て支援事業の充実を図ることを検討。

10

## 2. 質の改善（給付率改善）

- 現行の給付率は、保育所が6割、その他（幼稚園、放課後児童クラブ、多様な保育サービス、育児休業給付）が5割となっており、他の社会保障制度に比べて給付率が低く設定されている。

⇒ 給付率の改善が検討課題。

- 第7回基本制度ワーキングチーム（12月15日）の資料3「費用推計」（量的拡充）に基づき、給付率の改善を行った場合の追加費用を機械的に試算。

### （1）こども園（仮称）（長時間利用〔現行の保育所利用に相当〕）

- 現行の給付率（6割）から1割引き上げた場合 +約2400億円  
(25, 29年度)

| (参考)          | 25年度     | 29年度     |
|---------------|----------|----------|
| 給付額<br>(量的拡充) | 12,900億円 | 15,100億円 |

11

### （2）こども園（仮称）（短時間利用〔現行の幼稚園利用に相当〕）

- 現行の給付率（5割）から1割引き上げた場合 +700億円  
(25, 29年度)

| (参考) | 25年度    | 29年度    |
|------|---------|---------|
| 給付額  | 3,500億円 | 3,300億円 |

### （3）放課後児童給付（仮称）

- 現行の給付率（5割）から1割引き上げた場合 +200億円  
(25, 29年度)

| (参考)          | 25年度  | 29年度    |
|---------------|-------|---------|
| 給付額<br>(量的拡充) | 800億円 | 1,000億円 |

12

(4) 多様な保育サービス（延長保育等）

- 現行の給付率（5割）から1割引き上げた場合 +200~300億円  
(25, 29年度)

| (参考)          | 25年度    | 29年度    |
|---------------|---------|---------|
| 給付額<br>(量的拡充) | 1,200億円 | 1,300億円 |

(5) 育児休業給付

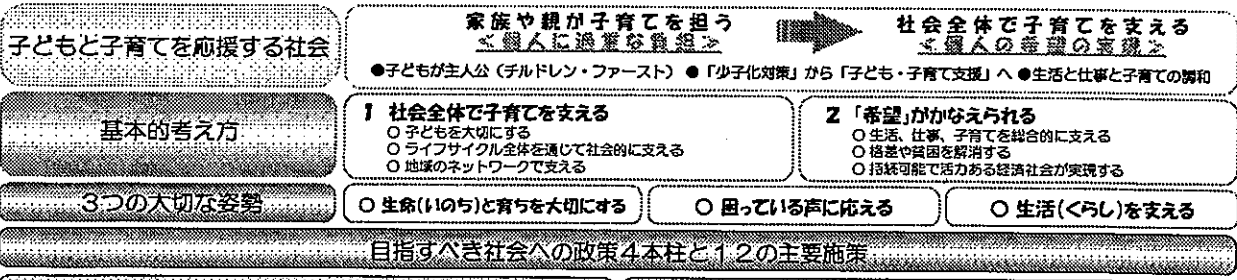
- 現行の給付率（5割）から1割引き上げた場合 +800億円  
(25, 29年度)

| (参考)          | 25年度    | 29年度    |
|---------------|---------|---------|
| 給付額<br>(量的拡充) | 3,800億円 | 3,800億円 |

13

## 参考資料

14



**1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ**

(1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を

- 子ども手当の創設
- 高校の実質無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備

(2) 置換を待たず就業と自立に向かえるように

- 非正規雇用対策の推進、若者の就業支援(キャリア教育、ジョブ・カード等)

(3) 社会生活に必要なお金を学ぶ機会を

- 学校、家庭、地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境整備

**3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ**

(9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

- 乳児の全戸訪問等(こどもには赤ちゃん事業等)
- 地域子育て支援拠点の設置促進
- ファミリー・サポート・センターの普及促進
- 商店街の空き店舗や学校の余裕教室、幼稚園の活用
- NPO法人等の地域子育て活動の支援

(10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心に過ごせるように

- 良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進
- 子育てにファミリーの推進(良質な賃貸、子育て世帯にやさしいトイレの整備等)
- 交通安全教育等の推進(幼児二人同乗用自転車等の安全利用の普及等)

**2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ**

(4) 安心して妊娠・出産できるように

- 早期の妊娠届出の勧奨、妊婦健診の公費負担
- 相談支援体制の整備(妊娠・出産、人工妊娠中絶等)
- 不良治療に関する相談や経済的負担の軽減

(5) 産后が希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように

- 適任の保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消(余裕教室の活用等)
- 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討
- 幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)
- 放課後子どもプランの推進、放課後児童クラブの充実

(6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように

- 小児医療の体制の確保

(7) ひとり親家庭の子どもが困らないように

- 児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算

(8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

- 障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支援の強化
- 児童虐待の防止、家庭の支援の推進(ファミリーホームの拡充等)

**4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)**

(11) 働き方の見直しを

- 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進」及び「行動指針」に基づく取組の推進
- 長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進
- テレワークの推進
- 男性の育児休業の取得促進(NFT、ママ育休プラス)

(12) 仕事と家庭が両立できる関連環境の実現を

- 育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着
- 一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)の策定・公表の促進
- 次世代協定マーク(くるみん)の周知・取組促進
- 入社手続における対応の検討

主な数値目標等

安心して暮らす妊娠と出産

|                               | 現状      | [H26目標値]       |
|-------------------------------|---------|----------------|
| ONICU(新生児集中治療管理室)病床数(母1万人当たり) | 21.2床   | 25~30床         |
| ○不妊専門相談センター                   | 55都道府県市 | 全都道府県・指定都市・中核市 |

総務の子育て力の向上

|                          | 現状     | [H26目標値] |
|--------------------------|--------|----------|
| ○地域子育て支援拠点事業             | 7100か所 | 10000か所  |
| ○ファミリー・サポート・センター事業(市町村別) | 570市町村 | 950市町村   |
| ○一時預かり事業(従価日数)           | 348万日  | 3952万日   |
| ○商店街の空き店舗の活用による子育て支援     | 49か所   | 100か所    |

諸般的な保育ニーズにも対応した保育所待機児童の解消

|                                       | 現状                             | [H26目標値]                        |
|---------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|
| ○平日昼間の保育サービス(認可保育所等)(5歳未満児の保育サービス利用者) | 215万人(75万人(24%) <sup>※</sup> ) | 241万人(102万人(35%) <sup>※</sup> ) |
| ○延長等の保育サービス                           | 79万人                           | 96万人                            |
| ○病児・病後児保育(従価日数)                       | 31万日                           | 200万日                           |
| ○認定こども園                               | 356か所                          | 2000か所以上(6.8) <sup>※</sup>      |
| ○放課後児童クラブ                             | 81万人                           | 111万人                           |

男性の育児参加の促進

|                                 | 現状    | [H26目標値]                 |
|---------------------------------|-------|--------------------------|
| ○週労働時間60時間以上の雇用者の割合             | 10%   | 半減(9%) <sup>※</sup>      |
| ○男性の育児休業取得率                     | 1.23% | 10% <sup>※</sup>         |
| ○6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間(1日当たり) | 60分   | 2時間30分(1.5) <sup>※</sup> |

社会的組織の充実

|                            | 現状    | [H26目標値] |
|----------------------------|-------|----------|
| ○呈請等委託率                    | 10.4% | 16%      |
| ○児童養護施設等における小規模グループケア446か所 |       | 800か所    |

子育てしやすい働き方と企業の取組

|                      | 現状    | [H26目標値]              |
|----------------------|-------|-----------------------|
| ○第1子出産前後の女性の継続就業率    | 38%   | 55%(40%) <sup>※</sup> |
| ○次世代認定マーク(くるみん)取得企業数 | 652企業 | 2000企業                |

(参考)

新たな次世代育成支援のための包括的・一元的制度設計に係る主要な子育て支援サービス・給付の拡充に必要な社会的追加コストの機械的試算  
(ビジョンの最終年度(平成26年度)の姿)

|  |                                |
|--|--------------------------------|
| 追加所要額: 約0.7兆円 (平成26年度) [→ 約1.9兆円 (平成29年度)]         | 2011年度の<br>保育料負担<br><b>10兆</b> |
| 制度改善を含めた機械的試算: 約1.6兆円 (平成26年度) [→ 約1.9兆円 (平成29年度)] |                                |

|   |  |                    |       |
|---|--|--------------------|-------|
| 量的拡大試算  | 面立支援   | 子育ての子育て支援          | 社会的養護 |
| 【認可保育所等】 + 約3,000億<br>【放課後児童クラブ】 + 約300億<br>【育児休業給付】 + 約1,500億<br>【病児・病後児・休日・延長等】 + 約200億 | 【一時預かり】 + 約800億<br>【妊婦健診】 + 約700億(注3)<br>【地域子育て支援拠点】 + 約200億 | 【社会的養護】<br>+ 約200億 |       |

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 制度的見直しを行った<br>した場合の機械的試算 | <input type="radio"/> 認可保育所の利用率1割とした場合 + 約6,900億<br><input type="radio"/> 育児休業給付・仮に給付率80%とした場合 + 約2,000億 |
|--------------------------|--|

|        |                  |                    |                |
|--------|------------------|--------------------|----------------|
| ※施設整備費 | 【保育サービス】 + 約700億 | 【放課後児童クラブ】 + 約100億 | 【社会的養護】 + 約70億 |
|--------|------------------|--------------------|----------------|

※子の他、上記試算に含まれない検討課題  
施設整備補助の在り方、サービスの質の改善(職員配置、職員の処遇、専門性の確保等)

- ・注1 重点戦略における「仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計を置き換えたものである。
- ・注2 平成29年度の額は、さらに女性の就業率上昇等が進んだ場合の必要額。
- ・注3 平成22年度まで財源措置されている14回分の費用負担のうち、平成20年度第2次補正で拡充された9回分を継続した場合。
- ・注4 育児休業給付については、現在実施している雇用保険制度からの給付として試算したのではない。
- ・注5 放課後対策においては、「放課後子どもプラン」(放課後児童クラブ、放課後子ども教室)などの取組が広く全国の小学校区で実施されるよう促す。
- ・注6 幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方の検討により、数値は変動する。
- ・注7 ビジョン期間中の費用は、現在の費用に量的拡大分のみを加えて、粗く機械的に試算すると、おおよそ、施設整備費で約0.3兆円となる。



# 都市型保育サービスへの転換と福祉改革

— 選択・競い合いによる利用者本位のサービス推進に向けて —

(意見具申)

平成16年5月6日

〔抜粋〕

東京都児童福祉審議会

## 目次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 第1 最終のまとめにあたって                    |    |
| 1 「中間のまとめ」の概要                     | 1  |
| 2 「中間のまとめ」以降の保育をめぐる状況             | 1  |
| (1) 次世代育成支援対策推進法制定及び児童福祉法一部改正への対応 | 1  |
| (2) 国における公立保育所負担金の一般財源化           | 2  |
| (3) 区市町村で進む公設民営化                  | 2  |
| (4) 都における民間社会福祉施設サービス推進費補助金の再構築   | 2  |
| (5) 国における幼保一体総合施設の検討              | 3  |
| 3 最終のまとめにおける問題意識                  | 3  |
| 第2 新しい保育施策の方向                     |    |
| 1 すべての子育て家庭を対象とした保育サービスの拡充        | 5  |
| 2 保育所に求められる新しい役割                  | 6  |
| (1) 地域支援                          | 6  |
| (2) 幼稚園との連携                       | 7  |
| 3 認可保育所への期待                       | 8  |
| 第3 都が実施すべきこと                      |    |
| 1 国に求める認可保育所改革                    | 9  |
| (1) 「保育に欠ける」要件の見直し                | 9  |
| (2) 直接契約制度の導入                     | 10 |
| (3) 多様な運営主体の参入に向けた規制緩和            | 11 |
| 2 認証保育所の推進                        | 11 |
| 3 保育所におけるサービスの質の向上                | 12 |
| 4 保育サービスの量の拡大                     | 13 |
| 5 区市町村に対する補助制度の改革                 | 14 |
| 第4 総合的な子育て支援策の充実                  |    |
| 1 労働環境の整備                         | 16 |
| 2 子育て家庭への幅広い支援                    | 16 |
| 3 社会全体で子育て支援を                     | 17 |
| キーワード解説                           | 18 |
| 参考資料                              | 21 |
| 委員名簿及び審議経過                        | 33 |

### 第3 都が実施すべきこと

#### 1 国に求める認可保育所改革

##### (1) 「保育に欠ける」要件の見直し

- 認可保育所は、保育を必要とするすべての子育て家庭が利用できる子育て支援施設の一つとなることが望ましい。しかし、既に述べたように、現行の法制下では、児童福祉法に定める「保育に欠ける」という入所要件を満たさなければ、子どもを認可保育所に入所させることができない。
- 「保育に欠ける」要件の具体的内容は、「昼間勤務を常態とする」ことなど6項目が児童福祉法施行令に基準として列挙されている。この基準を基に各区市町村が入所申込者の「保育に欠ける」度合いを判断し、その度合いが高い順から優先的に子どもの入所を決定するシステムになっている。
- しかし、このシステムでは、入所決定の判断が画一的になされがちであり、また、認可保育所の開所時間は「昼間労働を常態とする」ことを前提にしているために、長時間勤務や不規則勤務、夜間勤務の人などは利用することが難しい。
- このように、認可保育所の供給量が十分ではないという問題以前に、二重保育を余儀なくされたり、親の働き方が「保育に欠ける」要件に該当しないという理由だけのために、保育料の負担が大きく環境も必ずしも十分ではないベビーホテルしか利用できない子育て家庭がある。
- また、在宅で子育て中の家庭においても、子育てに行き詰っている人や、現在は就労していないが、仕事を探したり、資格を取るために子どもを預けたい人、冠婚葬祭の際や育児疲れのレスパイトを目的に一時的に預けたい人など、保育を必要とする様々なニーズがある。
- 家庭環境などの理由から養育困難の度合いが高く、保育を必要としている子どももいる。こうした福祉的保育ニーズを有する子どもの健全な発達を保障することも行政の責任である。
- すべての子育て家庭が、保育サービスとその他の子育て支援サービスを適切に組み合わせながら支援を受けられるようにするためには、児童福祉法における「保育に欠ける」要件を見直し、サービス対象を広げていくことが必要であ

る。

- 一方、認可保育所への入所希望が直接的に担保されず、最終的に区市町村が入所を決定する仕組みは、特段の努力をしなくても入所児童が確保されることから、利用者本位のサービス向上や経営改善の意欲を十分に育てることができなかった面もある。
- こうしたことを踏まえ、親の就労の有無や就労形態にかかわらず、保育を必要と考えるすべての親が、自ら選択して利用できるものにするよう、また、保育を必要とするすべての子どもが認可保育所を利用できるよう、「保育に欠ける」要件の見直しを国に提案要求していくことが重要である。
- 同時に、都としては「保育に欠ける」要件の見直しを待つだけではなく、保育を必要としているが、現行制度では認可保育所への入所が困難な子どもを受け入れるため、引き続き認証保育所の拡充を進めるべきである。

## (2) 直接契約制度の導入

- 認可保育所においても、利用者が自らサービスを選択し、利用できるようにするためには、区市町村が「保育に欠ける」度合いを判断して入所を決定する仕組みを見直し、直接契約制度を導入することが必要である。
- その実施にあたっては、入所基準の公開などの公平・公正な入所が確保されるための仕組みづくりや、利用者が施設のサービス内容の情報を十分に得た上で選択できる仕組みづくりを、行政が責任を持って進めることが必要である。
- 直接契約制度の導入について最初に求めるべきことは、既に保育サービスを必要とする利用者が直接施設と契約をすることとなっている、認証保育所の仕組みを国に認知させることである。
- さらに、認可保育所の利用についても、一般的保育ニーズに対しては、利用者が自らサービスを選択できるよう、またサービスの向上に努める保育所が利用者を選んでもらえるようにするため、現行の区市町村への利用申込方法を改め、希望する利用者がニーズに応じて直接契約することが可能な制度を導入することである。
- もちろん、福祉的保育ニーズに対しては、これまでどおり区市町村の関与のもとに、行政が責任を持って優先入所をさせていくべきである。

### (3) 多様な運営主体の参入に向けた規制緩和

- 認可保育所の待機児童が急増し、多様な保育サービスが求められている中、「選択」と「競い合い」を通じて保育サービスの向上を図っていくため、また待機児童解消に向け保育の総量を増やすため、認可保育所へ多様な運営主体が参入しやすい仕組みづくりが必要となっている。
- そのためには、「中間のまとめ」でも述べたように、事業者間の対等な競争条件を整えられるよう、現行のシステムにおける補助制度、税制面等の見直しが必要であり、都は国に対し、強くその改革を働きかけていくべきである。
- また、大都市においては土地を自己所有することが難しく、賃借物件での保育所の設置が現実的である。既に賃借方式は平成12年度から規制緩和により認められているが、開設時における施設改修費や家賃の負担が重く、実際には普及していない。施設改修費への補助や、運営費の使途制限を一層緩和し、柔軟に活用できるよう、国に提案要求していくべきである。

## 2 認証保育所の推進

- 平成13年度にスタートした認証保育所制度は、13時間以上の開所、零歳児保育を義務付けるとともに、直接契約制度、国基準の範囲内での保育料の自由設定を導入しつつ、施設基準や保育者の配置基準が国の認可保育所の基準をほぼ満たしており、保育内容も認可保育所の保育指針に準ずるものになっている。
- もちろん、認証保育所は制度発足後日が浅く、今後は形式的な基準を満たした上で、子どもの発達を保障するために保育の質をさらに高めていく取組が求められる。しかし、都市型保育ニーズなど、利用者のニーズに適応した認可保育所の保育サービスがまだまだ不十分な現状を踏まえると、認証保育所が発足以来果たしてきた保育所改革の先導役としての役割は、今後ますます重要になる。
- 認証保育所制度の創設によって、都内の認可保育所でも零歳児保育や延長保育などの実施率が上がるなどの一定の波及効果がみられる。また、他府県の自治体でも類似した制度を創設するなどの影響を与えている。
- このように、多様な保育ニーズによくこたえ、都民から支持を得てその開設数を急速に伸ばしている認証保育所の利用者本位のサービスのあり方を、大都

市の保育制度全体に広げていくため、大都市における新たな保育所制度として、国の認知を求めていくべきである。そのことによって、都や区市町村の財政の安定化も図ることができる。

- 東京都では、既に国に対し、「保育所制度の抜本的改革」として、認証保育所を制度的に認めるよう提案要求しているが、全国的には、待機児童の問題がそれほど深刻ではない自治体があるなど様々な状況がある。そうした中では、国に認知を求める戦略として、一つの提案にこだわらず、多様な提言を行うことが必要である。
- 第一に、現在の認証保育所の基準や仕組みを、大都市や特に待機児童が多い地域での認可保育所基準として認知させることにより、認証保育所を認可保育所の一類型として位置付けることが考えられる。
- 第二に、児童福祉法の改正により、区市町村においては、子育て相談や養育支援など様々な子育て支援の事業を実施すべきこととされたが、認証保育所をそうした事業の一つとして位置付けることが考えられる。
- 第三に、「第1」で触れたように、就学前児童の総合施設の検討など、国の保育施策も新たな展開を見せつつあり、そうした施設の一類型に位置付けることが考えられる。そうした観点から、総合施設の動向については、都としても十分に注視するとともに、必要に応じて具体的な提案要求を行うべきである。
- また、都のほかにも、深刻な待機児童問題を抱える都市部の自治体や、類似した独自の保育施策に取り組んでいる自治体が存在する。そうした自治体と連携して、地域の実情を踏まえた自治体独自の施策の認知を求めていく取組も重要である。

### 3 保育所におけるサービスの質の向上

- 運営主体やサービスの多様化が進む中、行政の責任として、保育サービスの質を確保することはますます重要になっている。
- 「中間のまとめ」では、利用者の選択と多様な事業者の参入により、保育サービスを質量ともに拡充すべきことについて触れた。
- そして、保育サービスの不足に加えて、「保育に欠ける」要件に該当しないためにベビーホテルなどの認可外保育施設を利用せざるを得ない人が増えて

いる中では、子どもの命にかかわるような痛ましい事故が起こらないように、行政による指導監督をさらに徹底させ、問題のある施設に対しては厳格な対応をしていくことが不可欠であることを指摘した。

- また、良質なサービスを提供しようと努力する認可外保育施設に対しては、認証保育所への移行を促進し、サービス水準の向上を図るべきであることも指摘した。
- 都では、平成15年1月に、保育サービス事業者にとってほしいこと、進んで取り組んでほしいことをまとめた「保育事業者向けガイドライン」を作成した。その中で、サービス提供事業者の役割として、福祉サービス第三者評価システムの活用や、利用者の意見を聴取する場である運営委員会の活用、相談・苦情への適切な対応、利用者への情報提供と開示などについて述べられている。これらの取組を、認可・認証を問わず徹底していくことが必要である。
- 特に福祉サービス第三者評価システムについては、事業者が自らのサービスの質や事業運営上の課題を客観的に把握し、事業の改善や利用者指向のサービスの質の向上に取り組むことができるよう、また、利用者にとっては、事業者の選択にあたってサービスの内容や質を知ることができるよう、常に評価手法や項目を見直しながら普及・定着を図っていくことが重要である。
- 家庭の養育力が低下している現在、保育者には、保護者に対する相談・助言などを通じて、様々な問題を抱える子育て家庭を適切に支援していくための、より高度な専門性が求められている。
- 今後は、その専門性を高めるための認可・認証の別を問わない保育者への研修の充実や、保育者同士が実践を発表しあう場の設定など、保育者同士が連携して互いに学び合うことが重要である。

#### 4. 保育サービスの量の拡大

- 認可保育所の待機児童が解消されない現状や、多様な保育サービスが求められていることから、保育の総量を増やしていくことが必要である。
- 低年齢児を中心に急増する待機児童を解消するために、多様な運営主体の参入を促すとともに、既存の認可保育所においても、サービス内容の拡充を図り、多様化する保育サービスの需要と供給のミスマッチを改善した上で、必要な受け入れ枠の拡大や施設の増設を行うことが重要である。

- 平成16年度中に策定が義務付けられている保育計画においては、事業者の開設時の負担を減らし、自治体の効率的な予算配分を進めることができることから、「公設民営化」により保育所整備を進めることも量の拡大のための重要な選択肢の一つとして考えられる。その実施に当たっては、事前に区市町村が保護者へ十分に説明し、理解と協力を得られるよう努力することが必要である。
- また、学校の余裕教室や、統廃合で廃校になる建物等、既存の公有施設を活用して、保育所や保育所分園の設置を進めることも必要である。公立幼稚園の施設も、保育所との共用を進めるなど、有効に活用するべきである。
- これらの取組とあわせて、延長保育や病後児保育、休日保育など、都民ニーズに対応した保育サービスを拡充していくことも不可欠である。
- さらに、一時保育などの在宅サービスの拡充や、育児のお手伝いをしたい方と、育児のお手伝いをしたい方を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター<sup>11</sup>の充実のほか、都自身を含む官公庁や企業においても、職場内保育施設の設置促進を検討し、適切な対応を図っていくべきである。

## 5 区市町村に対する補助制度の改革

- 「中間のまとめ」では、公立・社会福祉法人立等の認可保育所には、国基準の運営費に加えて、都や区市町村からの加算補助が行われていること、しかしこれらの加算にかかわらず、延長保育、零歳児保育等のサービスの実施率が低いことなどを指摘した。
- このように、加算補助が必ずしもサービスの向上を促すものになっていないこと、また、これらの補助の恩恵を受けるのは、認可保育所を利用する家庭に偏っていることなどから、11時間開所保育対策事業補助金、一般保育所対策事業補助金などの、都が市町村に対して支出している補助金（いわゆる都加算補助）については、サービスの向上を促すとともに、子育て支援全体を拡充する方向で見直しを行うことが必要と考える（特別区においては、同様のものが都区財政調整制度<sup>12</sup>の基準財政需要額に算定されている。）。
- 区市町村は保育の実施主体であり、住民ニーズに的確にこたえ、供給量の確保、多様な保育サービスの提供等、サービス内容の充実を図っていく責任がある。



- また、平成15年7月の児童福祉法改正では、子育て相談など地域における子育て支援事業を実施することが区市町村の努力義務として定められた。また、今国会においては、児童虐待を予防するための区市町村の役割を法律上に位置付ける児童福祉法の改正案が上程されている。
- さらに、同時期に成立した次世代育成支援対策推進法により、都及び各区市町村は、平成16年度中に地域行動計画を策定することが義務付けられ、その計画に基づき平成17年度から子育て支援など幅広い次世代育成支援対策を展開することが求められている。
- このように、保育サービスのみならず、子育て支援全般にわたる施策の実施は区市町村の役割であることが一層明確に位置づけられた。区市町村では、次世代育成支援のための行動計画に基づく事業の展開を含めて、今後保育サービスはもちろんのことだが、様々な子育て支援施策を充実していく必要がある。
- もちろん都も、広域自治体として、都として望ましい子育て支援施策が実現されるよう、また、区市町村が地域の実情に応じた子育て支援施策を幅広く実施できるよう、区市町村を支援する必要がある。
- こうした状況から、都加算補助についても見直しを進め、その他の子育て支援に関する区市町村への様々な補助とともに、保育サービスの拡充と子育て支援全般の充実に活用できる包括的なものとするなど、地域の特性に応じた区市町村の裁量を拡大し、有効に活用されるような方向で検討していくことが望ましい。
- 区市町村においては、待機児童の解消はもちろんのこと、認可保育所の利用者だけではなく、支援を要するすべての子育て家庭のために、認証保育所やベビーホテル等の認可外保育施設のレベルアップ、子育てに問題を抱えた家庭への支援や相談事業、一時保育等の在宅サービスの充実、子育てサークルやボランティアの育成など、幅広く子育て支援施策全般の拡充のために努力することを強く望むものである。
- また、保護者が負担する保育料については、区市町村が決めるものではあるが、応益負担という考え方の下に、子育て家庭間の受益と負担の公平性を考慮した利用者負担のあり方を検討されることを期待する。



## 認証保育所等研修事業（東京都）

### □ 認証保育所施設長研修

（目的） 認証保育所における施設長、これから施設長に就任予定の者及び副園長に対し、施設の運営管理業務の遂行上必要な知識・技術について学び、施設長として専門性の向上及び認証保育所のレベルアップを図ることを目的とする。

（実施規模） 研修日数：3日間コース(6月及び11月頃の年2回開催)

受講者数：1回当たり150名(年間300名)

（対象者） 認証保育所の施設長を原則とする。

|   | 研修科目            | 研修内容   | 時間     |
|---|-----------------|--|--------|
| 1 | 保育の動向と認証保育所制度   | 保育行政の現状と課題を踏まえ、認証保育所制度の基本的理解や認証保育所の現状と課題について学ぶ。                | 1時間    |
| 2 | 保育所保育指針改定の意義と性格 | 保育所保育指針改定の意義と背景について学ぶ  | 1時間    |
| 3 | 発達が気になる子どもへの対応  | 発達が気になる子どもへの対応方法について学ぶ   | 2時間    |
| 4 | 乳幼児の健康管理        | 乳幼児突然死症候群への対応策と子育て環境について学ぶ。                                    | 2時間    |
| 5 | 保育所の役割と施設長の責務   | 保育所保育の意義、保育の質の向上のため保育士の育成など保育所長の責務と役割について学ぶ。                   | 3時間    |
| 6 | 救急救命訓練(実習)      | 保育所における事故防止対策について学ぶとともに、救急救命訓練の実習を行う。(人工呼吸、心臓マッサージ、止血、やけど、誤飲等) | 3時間    |
| 7 | 保育課程と指導計画の作成    | 保育課程及び指導計画の立案、並びにスーパービジョンの手法について学ぶ。                            | 3時間    |
| 8 | 乳幼児の栄養と食事       | 乳幼児に必要な栄養や食育について学ぶ。  | 2時間    |
| 9 | 食品の衛生管理と食中毒予防   | 食品の衛生管理と食中毒予防について学ぶ。   | 1時間30分 |

### □ 認証保育所中堅職員研修

（目的） 認証保育所において、施設長を補佐し、適正な保育所の管理運営をする能力の向上を図るための研修を行い、認証保育所のレベルアップを図る。

（実施規模） 研修日数：2日間コース(7月、10月、1月の年3回開催)

受講者数：1回当たり100名(年間300名)

（対象者） 施設長の推薦を得た施設長を補佐する立場にある保育士を原則とする。

|   | 研修科目              | 研修内容  | 時間  |
|---|-------------------|---|-----|
| 1 | 保育の動向と認証保育所制度     | 保育行政の現状と課題を踏まえ、認証保育所制度の基本的理解や認証保育所の現状と課題について学ぶ。       | 1時間 |
| 2 | 乳幼児の発達に基づく保育実践    | 乳幼児の発達の最近の動向について研修し、発達に基づいた保育実践への理解を深める。              | 2時間 |
| 3 | 乳幼児の栄養と食事         | 乳幼児に必要な栄養や食育について学ぶ。                                   | 3時間 |
| 4 | 保育課程と指導計画の作成      | 保育課程及び指導計画の立案、並びにスーパービジョンの手法について学ぶ。                   | 3時間 |
| 5 | 保育所の安全管理と乳幼児の健康管理 | 保育所の環境構成や安全管理について研修するとともに、乳幼児突然死症候群への対応策と子育て環境について学ぶ。 | 3時間 |

## □ 認可外保育施設職員テーマ別研修

(目的) 認可外保育施設保育従事者の資質の向上を目的として実施する。

(実施規模) 延べ10日間研修を年2回開催する。

(対象者) 認可外保育施設の保育従事者

|    | 科目             | 研修事項                   | 内容                                   | 定員  | 時間  |
|----|----------------|------------------------|--------------------------------------|-----|-----|
| 1  | 乳幼児の健康管理       | 乳幼児の健康管理               | 乳幼児の発育と気になる症状について                    | 120 | 3時間 |
| 2  | 乳幼児の健康管理       | 乳幼児の遊びと発達の援助           | 乳幼児突然死症候群と子育て環境                      | 130 | 3時間 |
| 3  | 乳幼児の健康管理       | 1日の生活と遊びの中での子どもへの援助の仕方 | 乳幼児がかかりやすい感染症について                    | 260 | 3時間 |
| 4  | 乳幼児の発達心理       | 乳幼児の栄養と食事              | 0～2歳児のこころ育てー乳幼児のこころを感じ取り、育てる保育者をめざして | 130 | 3時間 |
| 5  | 乳幼児の発達心理       | 地震体験、救急救命訓練など          | 3～6歳児のこころ育てー困る行動・気になる行動に対応できる保育者     | 130 | 3時間 |
| 6  | 乳幼児保育          | 乳幼児の遊びと発達の援助           | 乳幼児の遊びと発達の援助                         | 130 | 3時間 |
| 7  | 乳幼児保育          | 食品の衛生管理                | 体調不良児の保育ー乳幼児の健康度や体調不良な状況の考え方         | 130 | 3時間 |
| 8  | 保育理論 ※         | 1日の生活と遊びの中での子どもへの援助の仕方 | 1日の生活と遊びの中での子どもへの援助の仕方               | 190 | 3時間 |
| 9  | 乳幼児の栄養と食事      | 乳幼児の栄養と食事              | 乳幼児に必要な栄養や食育について                     | 120 | 3時間 |
| 10 | 食品の衛生管理と食中毒予防  | 食品の衛生管理                | 食品の衛生管理と食中毒予防                        | 120 | 3時間 |
| 11 | 発達が気になる子どもへの対応 | 発達が気になる子どもへの対応         | 発達が気になる子どもへの対応                       | 130 | 3時間 |
| 12 | リトミック(実習)      |                        | 乳幼児のリズム遊び                            | 120 | 3時間 |
| 13 | おもちゃ製作(実習)     | 乳幼児の手作りおもちゃ            | 乳幼児の手作りおもちゃ                          | 130 | 3時間 |
| 14 | こんなに深い絵本のメッセージ | こんなに深い絵本のメッセージ         | 絵本に込められている深いメッセージと乳幼児との関わりについて       | 130 | 3時間 |
| 15 | 防災訓練(実習)※      | 地震体験、救急救命訓練など          | 地震体験、救急救命訓練など                        | 240 | 3時間 |
| 16 | 救急救命訓練(実習)     | 事故防止・救急救命訓練など          | 事故防止、救急救命訓練                          | 70  | 3時間 |
| 17 | 危機管理           | 危機管理対策                 | 災害時への準備とこころ構え「乳幼児への対策について」           | 130 | 3時間 |
| 18 | 児童虐待           | 虐待の気付き                 | 虐待の気付き                               | 130 | 3時間 |

※ 保育理論と防災訓練は区部と多摩地区に分けて実施。人数は延べ。

# 平成22年度東京都社会福祉協議会保育部会関連研修会 実施状況

(平成23年1月27日現在)

| No.                           | 研修会名                     | 実施時期                                 | 場 所                     | 参加者<br>上段:人数、<br>下段:主な参加職種  | テーマ・内容等  |
|-------------------------------|--------------------------|--------------------------------------|-------------------------|-----------------------------|--|
| <b>【東京都社会福祉協議会保育部会主催】</b>     |                          |                                      |                         |                             |  |
| 1                             | 東京都保育研究大会                | 6/1~2                                | 国立オリンピック記念<br>青少年総合センター | 約700名<br>園長、保育士、栄養士など       | 1日目:全体会(基調講演、記念公演)<br>2日目:8つの分科会に分かれて意見発表や討議                   |
| 2                             | 保育部会保育セミナー               | 11月30日                               | シダックスホール                | 約250名<br>園長、保育士など           | 保育施策・制度に関する講演やシンポジウム<br>※22年度は子どもの虐待防止をテーマとした                  |
| 3                             | 保育部会保育講座(3回実施)           | 7/1、10/27、1/18                       | 中野ZERO 他                | 各回約300名<br>園長、保育士など         | 保育に関する講演<br>※22年度は昔話(子どもへの読み聞かせ)、<br>保育の心もちなどをテーマとした           |
| 4                             | 保育部会公立委員会主催研修会<br>(2回実施) | 9/6、1/12                             | 飯田橋レインボービル 他            | 約200名<br>公立園保育士             | 公立保育園を対象とした保育に関する講演<br>※22年度は記録の書き方、保護者支援をテーマとした               |
| 5                             | 保育部会総務委員会研修              | 11月12日                               | 弘済会館                    | 約120名<br>園長、保育士など           | 保育所運営に関する講演<br>※22年度は保育園におけるリスクマネジメントをテーマとした                   |
| 6                             | パソコン(パワーポイント)講習会         | 5/19、6/11、6/15                       | 立川市内                    | 各回20名<br>園長、保育士など           | 保護者向け園の説明資料をパワーポイントで作成   |
| 7                             | 給食担当者講習会                 | 通年4回<br>6/18・10/26<br>11/30・1/21     | あいおい損保新宿ビル              | 約300名<br>栄養士、調理師など          | 給食・栄養に関する講演会<br>※22年度はアレルギー児対応、食の安全などをテーマとした                   |
| 8                             | 給食研究会                    | 研究会4回(通年)<br>5/11・7/6・9/15・<br>11/9  | 東社協会議室 他                | 約100名<br>栄養士、調理師など          | テーマ(年齢別食事、食育、アレルギー児対応)別の自主的研究会<br>4回の他に、日帰り研修会[築地市場見学]を2月に実施予定 |
| 9                             | 行政説明会                    | 11月24日                               | シダックスホール                | 約300名<br>園長など               | 行政担当官による行政説明<br>※22年度は、子ども・子育て新システムをテーマとした                     |
| <b>【東京都社会福祉協議会保育部会保育士会主催】</b> |                          |                                      |                         |                             |  |
| 10                            | 東社協保育士会春の研修会             | 5/16(日)                              | 国立オリンピック記念<br>青少年総合センター | 約300名<br>保育士など              | 全体会(講演)とテーマ別分科会  |
| 11                            | 第1回年齢別学習会                | 6/22(火)~23(水)                        | 国立オリンピック記念<br>青少年総合センター | 約300名<br>保育士など              | 年齢別分科会、事例中心に討議   |
| 12                            | 第2回年齢別学習会                | 1/25(火)~26(水)                        | 国立オリンピック記念<br>青少年総合センター | 約300名<br>保育士など              | 年齢別分科会、事例中心に討議   |
| <b>【関東ブロック保育協議会主催】</b>        |                          |                                      |                         |                             |  |
| 13                            | 第51回関東ブロック保育研究大会         | 7/6(火)~7(水)                          | 新潟県新潟市                  | 約1,600名<br>園長、保育士、<br>栄養士など | 1日目:全体会(基調講演、記念講演 他)<br>2日目:9つの分科会に分かれて意見発表や討議                 |
| 14                            | 関東ブロック保育士の専門性を高める研修会     | 2/21(月)~22(火)                        | 川崎市                     | 約200名<br>保育士                | 家庭支援に関する講義、演習 他  |
| <b>【全国保育協議会・全国保育士会主催】</b>     |                          |                                      |                         |                             |  |
| 15                            | 保育21世紀セミナー2010           | 7/27(火)~28(水)                        | パシフィコ横浜                 |                             | 行政説明、コース別研修 他  |
| 16                            | 第54回全国保育研究大会             | 10/20(水)~10/22(金)                    | 和歌山県和歌山市                |                             | 行政説明、記念講演、分科会 他  |
| 17                            | 第44回全国保育士会研究大会           | 11/19(金)~20(土)                       | 三重県津市                   |                             | 講演、分科会 他   |
| 18                            | 第37回全国保育士研修会             | 2月を予定                                | 調整中                     |                             | 全体講義とコース別研修  |
| 19                            | 公立保育所トップセミナー             | 8/27(金)~28(土)                        | 全社協・灘尾ホール               |                             | 全体講義・実践発表・シンポジウムなど   |
| 20                            | 保育所リーダーの専門性を高める研修会       | 休止                                   |                         |                             | 全体講義とコース別研修  |
| 21                            | 保育所保健・衛生専門研修会            | 6/29(火)~30(水)                        | 新横浜プリンスホテル              |                             | 小児保健・衛生に関する全体講義  |
| 22                            | 第11期保育所長専門講座<br>(面接授業)   | 前期 6/3(木)~5(土)<br>後期 9/30(木)~10/2(土) | 全社協会議室                  |                             | 一年間の通信講座。面接授業<br>と自宅学習(受講申込要領送付済)                              |
| 23                            | 第24期主任保育士特別講座<br>(集中講義)  | 前期 6/18(金)~21(月)<br>後期 10/1(金)~4(月)  | ロフオス湘南                  |                             | 一年間の通信講座。集中講義<br>と自宅学習(受講申込要領送付済)                              |
| 24                            | 保育スーパーバイザー養成研修会          | 8月下旬                                 |                         |                             | 主任保育士特別講座修了生対象   |

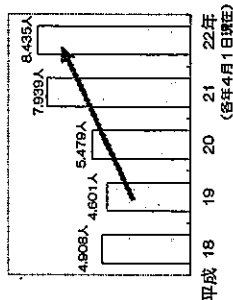


# 平成23年度 保育人材確保事業の概要

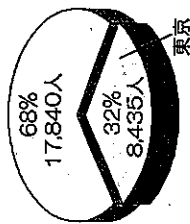
## 現状

- 待機児童は3年連続で増加（平成22年4月現在8,435人）
  - ・近年、保育サービスを大幅に拡充させたものの、一方で、待機児童も増加。全国の待機児童数の約3分の1が都内に集中
  - ・待機児童が増加している現状においては、保育所等の整備などによるさらなる保育サービスの拡充が急務
  - ・今後、増加が見込まれる保育ニーズに応えるためには、保育サービスを支える人材の着実な確保が必要

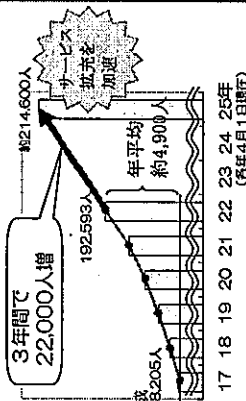
<待機児童数の推移>



<全国の待機児童に占める都内待機児童の割合>



<利用児童数の実績・計画>



## 取組内容

### ◇ 保育サービスを支える人材を確保

・保育現場で働いていない保育士の資格保有者を活用するため、保育所での勤務経験がない人などに対象を拡大し、ニーズに応じた就職支援を実施

### 主なターゲット

【保育所勤務経験者】  
早期の復職を希望

【保育所勤務未経験者】  
勤務に必要な知識や  
経験の習得を希望

### 研修

再就職支援研修・就職相談会

コーディネーターの配置

上記の研修会・相談会に加え、  
きめ細かく支援

タイプ別就職支援 セミナー（座学）  
経験や技能に応じた  
職場体験実習

資格を眠らせている  
保育人材を掘り起し

### 【平成23年度新規】

#### ○タイプ別就職支援セミナー（座学）

・保育士勤務未経験者やブランクの長い保育士有資格者等を対象に、就職に必要な知識を習得するための講座を開催する。

（予算規模） 座学：400名（年10回）

#### ○経験や技能に応じた職場体験実習

・研修生の状況に合わせて、認可保育所、認証保育所等での現場実習を実施する。

（予算規模） 現場実習：100名

### 【平成23年度拡充】

#### ○再就職支援研修・就職相談会

・保育所勤務経験者等を対象に、保育現場の最新情報に関する研修、就職相談、求人求職等の情報提供を一體的・効率的に行う保育士再就職支援研修を実施する。

（予算規模） 500名（年5回） ※平成22年度は400名（年4回）

| 平成23年度予算案 | 平成22年度予算 | 増減       |
|-----------|----------|----------|
| 83,488千円  | 26,082千円 | 57,406千円 |

保育サービスの着実な推進を図るため、保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的な確保を推進し、子供を安心して育てることができる体制整備を図る。

（保育人材確保事業 平成21年度事業開始）

保育人材確保事業／保育士就職支援研修・就職相談会の実施状況

平成22年4月30日現在

◆平成21年度◆

| 開催日              | 場所                        | 研修会等参加者数 | 就職相談会参加事業者数 | 求人数  | 採用人数(事業者報告)* |
|------------------|---------------------------|----------|-------------|------|--------------|
| 1 平成21年11月17日(火) | 世田谷区北沢2-8-18<br>北沢タウンホール  | 126人     | 29事業者       | 132人 | 14人          |
| 2 平成22年1月26日(火)  | 八王子市旭町9-1<br>八王子市学園都市センター | 90人      | 23事業者       | 69人  | 13人          |
| 3 平成22年2月12日(金)  | 町田市森野2-2-36<br>町田市民ホール    | 154人     | 21事業者       | 71人  | 21人          |
| 4 平成22年2月19日(金)  | 足立区千住2-92<br>シアター1010     | 87人      | 28事業者       | 131人 | 8人           |
| 平成21年度計          |                           | 457人     | 101事業者      | 403人 | 56人          |

\* 就職相談会参加事業者からの報告による研修会等参加者を採用した人数



保育人材確保事業／保育士就職支援研修・就職相談会の実施状況

平成23年1月13日現在速報版

◆平成22年度◆

| 開催日              | 場所                             | 研修会等参加者数 | 就職相談会参加事業者数 | 求人数    | 採用人数(事業者報告)* |
|------------------|--------------------------------|----------|-------------|--------|--------------|
| 1 平成22年7月8日(木)   | 立川市曙町2-36-2<br>立川市女性総合センターアタイム | 120人     | 16事業者       | 87人    | 14人          |
| 2 平成22年11月12日(金) | 板橋区栄町36-1<br>板橋区立グリーンホール       | 86人      | 33事業者       | 558人   | 調査集計中        |
| 3 平成22年11月17日(水) | 府中市府中町1-1-1<br>府中グリーンプラザ       | 128人     | 27事業者       | 459人   | 調査集計中        |
| 4 平成22年12月2日(木)  | 江東区東陽4-11-3<br>江東区文化センター       | 54人      | 27事業者       | 541人   | 調査集計中        |
| 5 平成22年11月23日(火) | 新宿区西新宿2-8-1<br>都庁第一本庁舎5階大会議場   | 294人     | 72事業者       | 858人   | 調査集計中        |
| 平成22年度計          |                                | 682人     | 175事業者      | 2,503人 | 調査集計中        |

\* 就職相談会参加事業者からの報告による研修会等参加者を採用した人数(立川会場以外は事業者からの報告を現在調査集計中)

※当初予定の4回に加え、平成22年11月23日(火・祝)に東京都庁で都内全域の保育所を対象に開催した。



# 国と自治体が一体的に取り組む 待機児童解消「先取り」プロジェクト

(概要)

## 待機児童の現状

- 3年連続で増加（平成22年4月1日現在で待機児童総数は26,275人）
- 「3歳未満児の公的保育サービスの提供割合」は23%（4人に1人）〔平成22年4月1日現在〕

## 待機児童解消を阻む【壁】

- 制度のシバリ
- 財源の不足
- 場所の不足
- 人材の不足

壁を突破できない！

## なぜ、今までは待機児童解消ができてなかったのか？（行政の隘路）

|                          |                                   |                                  |                                     |                            |
|--------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|----------------------------|
| 横並び意識<br>全国一律の制度でなければならぬ | 財政支援の既成概念<br>財政に余裕のある自治体には上乗せ支援なし | 職員の確保と育成は現場まかせ<br>お金を出せば自治体がやるはず | 既存ルールへのこだわり<br>保育は土地・施設を備えた認可保育所の仕事 | 「制度外」への偏見<br>認可外保育所は全て質が悪い |
|--------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|----------------------------|

## 自治体の【知恵】を吸収

## 待機児童解消「先取り」プロジェクト

## 「新システム」の前倒し

|   |                                  |                                      |   |   |
|---|----------------------------------|--------------------------------------|---|---|
| モデル実施<br>待機児童が多く「先取り」発想で意欲的に取り組む自治体から実施 | 待機児童が多い都市部もカバー<br>上乗せ支援の対象自治体を拡大 | 共通部分は国と自治体共同で<br>保育人材への研修プログラムの開発と提供 | 保育ニーズの変動に柔軟に対応<br>賃貸物件の活用や施設不要の家庭的保育の拡充 | 質が良ければ認可以外にも<br>認可外保育所でも最低基準を満たす保育所には支援 |
|---|----------------------------------|--------------------------------------|---|---|

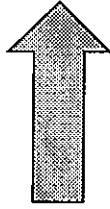
## 子ども・子育て新システム

効果が高く、他の地域への応用が期待できるものは全国展開

# 「待機児童解消『先取り』プロジェクト」で何が変わるのか？

## 都市部もカバーした整備費の上乗せ支援

待機児童の多い自治体が行う保育所整備費用等については補助率嵩上げ  
 ※ 通常1/2 → 嵩上げ後2/3

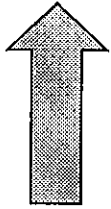


## 待機児童が多い都市部もカバー

補助率嵩上げ要件の緩和を図り、賃貸物件による保育所分園等の設置を促進する

## 保育所整備のための土地借上げ支援

—



## 保育ニーズの変動に柔軟に対応

土地を賃借しての保育所整備に対し、土地借料補助を行い、大都市部等用地取得困難な地域を中心に、保育所整備を促進する

## 施設が不要な家庭的保育の拡充

家庭的保育者(保育ママ)が自身の居宅等に於いて、少数の児童の保育を実施(3人~5人)

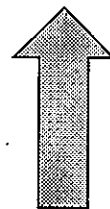


## 保育ニーズの変動に柔軟に対応

複数の家庭的保育者(保育ママ)が同一の場所で保育を実施(最大3ユニット・利用児童数9人まで)し、家庭的保育の拡充を図る

## 質を確保した認可外保育施設への公費助成

—

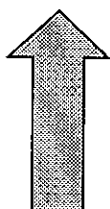


## 質が良ければ認可以外にも

「子ども・子育て新システム」での指定制の導入を見据え、最低基準を満たす質の確保された認可外保育施設を「先取り」で公費助成の対象とし、供給の拡大につなげる

## 保育を担う潜在的な人材の掘り起こしや再教育

保育士資格を取得していながら保育所等で就労していない保育士等に対する研修事業を実施



## 共通部分は国と自治体共同で

保育士資格保有者の再就職支援のための効果的な研修プログラムの作成、モデル的な研修及び相談会等を行い、今後研修を実施する自治体の支援を図り、潜在的な人材の掘り起こしや再教育の強化を図る

# 「待機児童解消『先取り』プロジェクト」の流れ

平成23年度 [200億円]

対象 : 待機児童ゼロに先進的に取り組むモデル自治体で実施

約3.5万人分の保育サービスの供給増促進 → {  
・約1万人の雇用創出  
・最大約3.5万人が就労可能に

平成24年度 [500億円]

実施自治体の拡大 (対象 : 待機児童のいる全ての自治体)

約8.8万人分の保育サービスの供給増促進 → {  
・約2.5万人の雇用創出  
・最大約8.8万人が就労可能に

平成25年度以降 「子ども・子育て新システム」の施行

全ての自治体で実施

約41万人分の保育サービスの供給増促進 → {  
・約13万人の雇用創出  
・最大約41万人が就労可能に

※平成29年度までの累積

保育の質と量の確保

成長への貢献

# 「待機児童解消『先取り』プロジェクト」に参加する 自治体の取組

## 自治体による「待機児童ゼロ計画」の策定

### ☆ 発想の転換

「後追い」発想 : 待機児童がいるから保育所を整備する(「後追い」)発想

「先取り」発想 : 潜在的な保育ニーズを考慮(「先取り」)して待機児童解消を積極的に図る発想

### ☆ 様々な手段をパッケージで実施

#### 既存の制度に縛られない 「多様な柔軟な保育サービス」

##### の確保

家庭的保育事業の拡充や、最低基準を満たした認可外保育サービスの拡充などにより、保育サービス量を確保

#### 「場所」の確保

公園、賃貸物件の活用などにより、場所確保を容易にし、特に都市部の一過性の保育ニーズの高まりにも対応

#### 「人材」の確保

研修プログラムの開発や働きやすい環境の整備により、経験を積み、一定の能力を有する保育サービス人材を確保

# [参考1]

## 具体的施策

### [所要見込額: 200億円(平成23年度)]

- 平成23年度保育関係予算要求額【4,421億円】
- 「安心こども基金」(～平成23年度)【2,700億円】(補正予算に1,000億円の積み増しを計上)

|  |           |
|--|-----------|
| <p><b>① 既存の制度に縛られない「多様で柔軟な保育サービス」の確保</b></p> <p><b>【家庭的保育の拡充】</b><br/>         待機児童の8割以上を占める3歳未満児を主に対象とする家庭的保育の量的拡充を図る。<br/>         ・複数の家庭的保育者による家庭的保育事業の実施<br/>         ・家庭的保育を実施する場合の賃借料・改修費等の補助率の引き上げ等</p> <p><b>【認定こども園の普及促進等】</b><br/>         幼保一体化の検討も見据え、幼保連携型の認定こども園の量的拡充や幼稚園での預かり保育の拡充を図る。<br/>         ・幼保連携型認定こども園の定員引き下げ<br/>         ・幼稚園での預かり保育の拡充</p> <p><b>【最低基準を満たす認可外保育施設への公費助成】</b><br/>         新システムでの客観的な基準に基づき指定制の導入を見据え、最低基準を満たす質の確保された認可外保育施設を前倒しで公費助成の対象とする。<br/>         新 最低基準を満たした認可外保育施設に対する運営支援<br/>         ・雇用者が利用者の半数に満たない事業所内保育施設も一部助成対象とすることなど、事業所内保育施設の運営費補助の拡充</p> | <p>など</p> |
| <p><b>② 「場所」の確保</b></p> <p><b>【保育所分園整備や家庭的保育実施の建物の確保】</b><br/>         公共施設(庁舎、学校等)などの既存の建物の余剰スペースを活用し、速効性をもって保育所や家庭的保育等の量的拡充を図る。<br/>         ・賃貸物件の活用(待機児童の多い自治体への整備費の補助要件緩和)<br/>         ・既存のビルの空きスペース等の活用(認可保育所の屋外階段設置基準の緩和)<br/>         ・家庭的保育を実施する場合の賃借料・改修費等の補助率の引き上げ等(再掲)</p> <p><b>【保育所整備等のための土地の確保】</b><br/>         都市部における土地確保を後押しするため、公有地や私有地の活用を促進する。<br/>         新 土地借料の補助の創設 ※賃貸物件は除く<br/>         ・公園用地の活用</p>   | <p>など</p> |
| <p><b>③ 「人材」の確保</b></p> <p><b>【短時間勤務保育士を活用したローテーション】</b><br/>         短時間勤務保育士の活用は既に認められていることを地方自治体に周知を図る。</p> <p><b>【保育を担う潜在的な人材の掘り起こし・再教育】</b><br/>         ・研修プログラムの開発、研修会等の実施</p> <p><b>【保育労働環境改善に向けた取組】</b><br/>         業務改善マニュアルにより現場のムリ・ムダ・ムラの改善を促進。よりよい労働環境整備により人材確保を側面的に促す。</p> <p><b>【保育サービスにおける事故等を踏まえたノウハウの構築】</b><br/>         過去の保育サービスにおける事故等を収集・分析し、事故等を未然に予防するためのノウハウを確立。保育従事者の人材育成等に役立てる。</p>   | <p>など</p> |



## 【参考2】

# 「待機児童解消『先取り』プロジェクト」 と「新システムの構築」の成長への貢献

### ①待機児童の解消

「子ども・子育てビジョン」  
(平成22年1月29日閣議決定)

「3歳未満児の公的保育サービスの提供割合」

平成26年度35% (3人に1人)

⇒平成29年度44% (潜在的な保育ニーズにも対応した待機児童ゼロの水準)

### ②雇用の拡大

「新成長戦略」  
(平成22年6月18日閣議決定)

・ 子育てサービス従事者の増 約16万人以上〔平成29年度〕

・ 子育て期の女性の就労促進 就業率(25～44歳、女性) 73%〔平成32年〕

・ 少子化に歯止め → 将来の経済社会の担い手増〔長期〕

### ③所得の増加

「新成長戦略」  
(平成22年6月18日閣議決定)

女性の就業継続等による収入増 約3.3兆円以上〔平成32年度〕

子育てサービス従事者の所得増 約0.5兆円以上〔平成29年度〕

④子どもが必要とする  
サービスの提供と  
ニュービジネス創出

- ・ 子どもが必要とする質の確保された保育サービスの提供
- ・ 多様な形態による保育サービスの提供と保育を担う人材の質向上のためのニュービジネスの創出



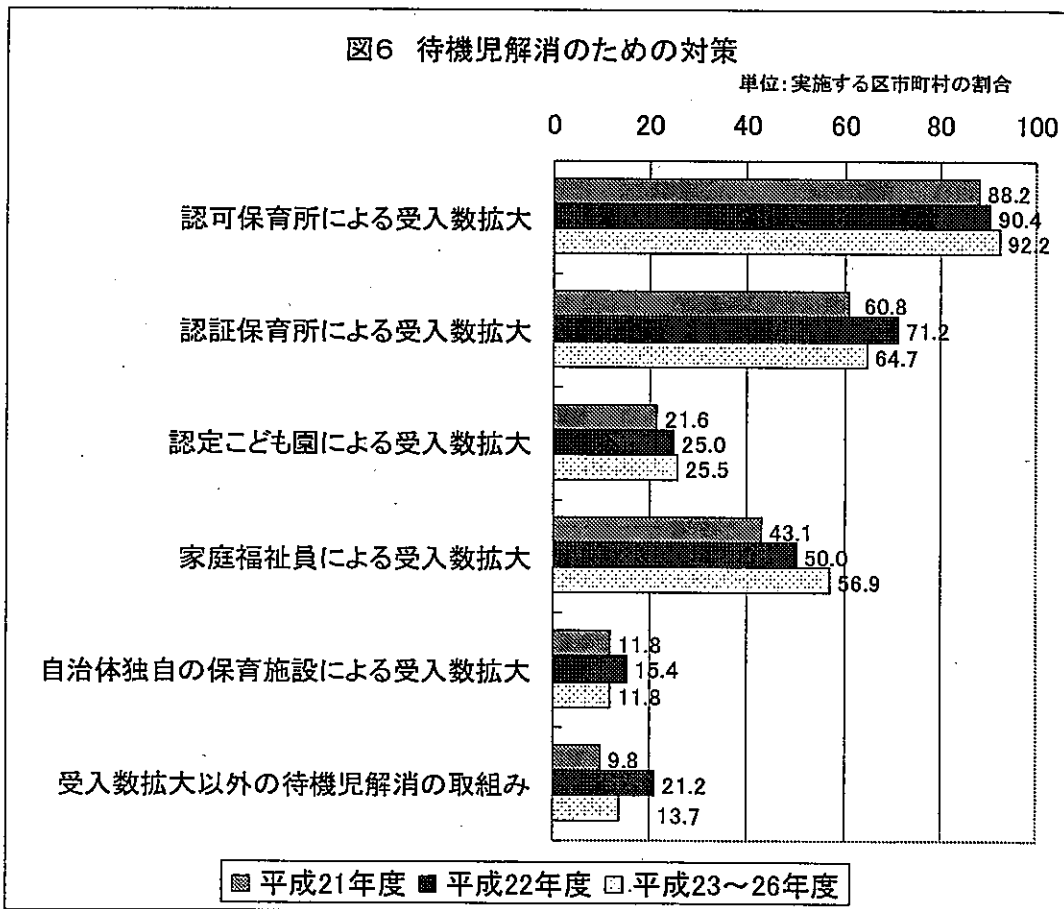
# 保育所待機児童対策に関する 区市町村アンケート報告書(抜粋)

## (6) 待機児解消のための取組み \*集計結果 80%

「認可保育所による受入数の拡大」に9割の区市町村が引き続き取り組もうとしており、弾力的な定員の運用には限界があり、新設や増設、分園の設置が考えられている。一方、認可保育所だけでは難しく、「認証保育所」「家庭福祉員」「認定こども園」による受入数の拡大に取り組む区市町村も増えつつある。

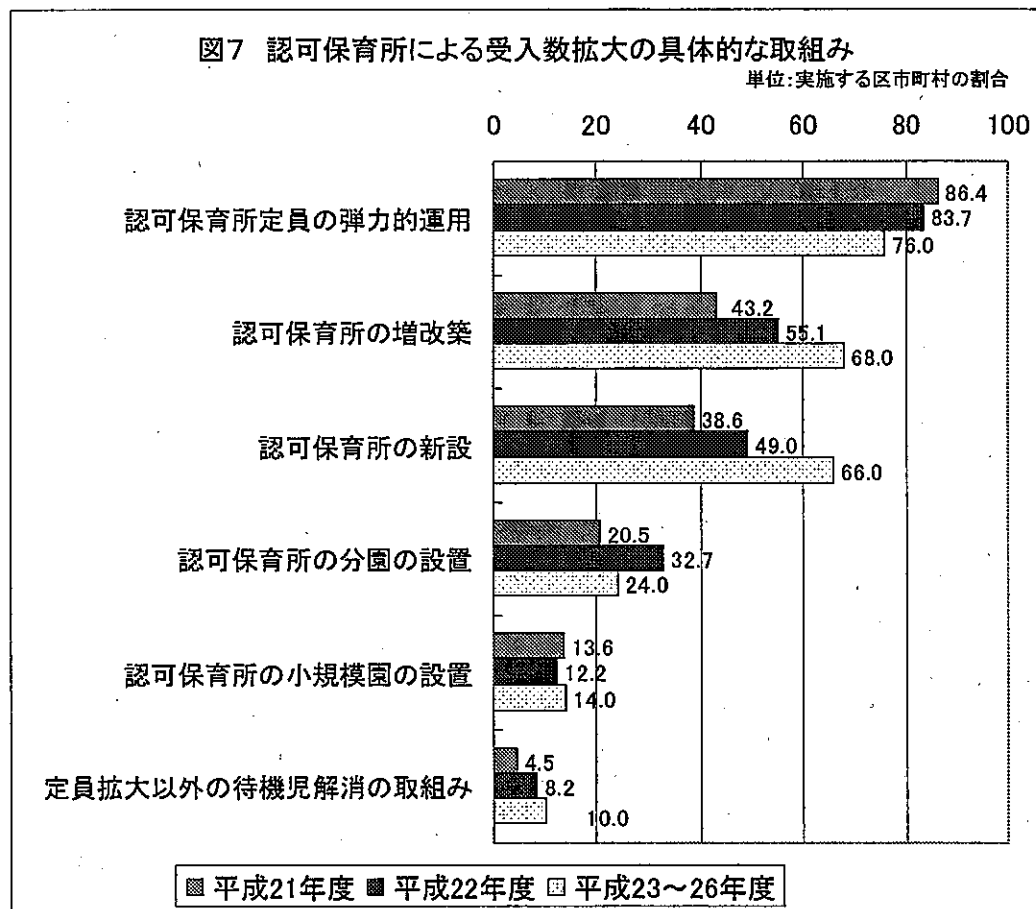
「待機児解消のための対策」は、「認可保育所による受入数拡大」に9割の区市町村が取り組んでいますが、それだけでは十分でないため、(2)で増設か所の予定と同様に、「認証保育所による受入数拡大」が22年度に強化されていますが、認証保育所も23年度以降はやや受入数拡大の取組みが下がってきています。これに対して、「家庭福祉員」「認定こども園」による受入数拡大に取り組む区市町村が徐々に増えている状況にあります。

なお、「自治体独自の保育施設による拡大」も1割程度に止まっていますが、取組みがみられます。



次に、図6における「認可保育所による受入数拡大」の具体的な内容を尋ねた結果が図7です。既存の認可保育所による「定員の弾力的運用」がこれ以上は難しいと考えられている状況がうかがえ、「増改築」「新設」を22年度で半数の区市町村、23年度以降で7割以上の区市町村で取り組もうとしています。

「分園の設置」を考えている区市町村が22年度でおよそ3割みられます。さらに、定員拡大以外の何らかの対応方策を考えようとする区市町村が徐々に増えてきています。



(7) 待機児解消のための区市町村独自に工夫した取組み \*集計結果 84 件

待機児解消のための区市町村独自の工夫は、公有地や公共の空き施設の活用をはじめ、部局を超えた連携に取組みがみられる。賃貸物件の活用を促進するために独自の施策を打ち出したり、マンションの整備計画にあたって開発事業者と協議を行ったり、将来の少子化に対応した期間限定の開設など、さまざまな工夫が行われている。

待機児解消に向けた区市町村独自の取組みは、次のような工夫がポイントとなっています。部局を超えた連携にも取り組まれています。

- ① マンション建設計画にあたって開発事業者に認可保育所整備を協議
- ② 公有地を活用して保育所を設置または民間の法人に貸付、譲渡
- ③ 公共の空き施設の活用
- ④ 公立の認可外保育施設の開設
- ⑤ 期間限定による保育所の新設
- ⑥ 土地所有者と保育事業者が連携した賃貸物件の活用をすすめる施策
- ⑦ 認可外保育施設の利用料助成の拡充
- ⑧ 区市町村内企業に対する企業内保育施設の補助制度を紹介
- ⑨ 待機児の年齢層別の偏在に応じた定員配分の見直し

具体的には、以下のような取組みがみられました。

表 8 待機児解消に向けた区市町村独自の取組み (主な回答)

|     | 待機児解消に向けた区市町村独自の取組み  |
|-----|--|
| 中央区 | 既存公共施設の再整備の機会と捉え、保育所の優先整備を実施する。再開発事業の中で保育スペースを確保できるよう事業者へ働きかける。              |
| 港区  | 区独自の緊急暫定保育室を開設し、認可は受けないものの、内容は認可保育所に準じて運営するとともに、入園にあたっては認可保育所の選考基準を適用して決定する。 |
| 新宿区 | 区立幼稚園の園舎の一室を活用して、平成 24 年 3 月までの暫定措置として区立認可外保育施設として保育ルームを開設。                  |
| 江東区 | 事業者からマンション建設計画の事前届出書が都市整備部に提出された際、認可保育園を整備する必要がある場合、開発業                      |

|      | 待機児解消に向けた区市町村独自の取組み   |
|------|---|
|      | 者と協議し、認可保育園の整備計画をすすめる。  |
| 品川区  | 小学校施設を活用して5歳児の分園を開設。認証保育所保護者助成金の金額拡充と要件の緩和。幼稚園の預かり事業の拡大。  |
| 豊島区  | 区立保育所改修のために設置した仮設園舎の使用期間を平成24年3月まで延長し、「区営臨時保育所」として設置運営。定員は1～2歳児合わせて20名。   |
| 板橋区  | 区の空き施設を活用し、1～2歳児を対象とし、開設期間を5年程度とする。   |
| 練馬区  | 土地所有者と保育事業者が連携した賃貸物件を活用した私立認可保育所の誘致策として、施設整備費等の補助を充実。   |
| 葛飾区  | 区等が所有する土地(財産)を活用して保育施設を設置。また、国有地を区が買い取り、保育施設用地として活用するための取組みをすすめている。   |
| 立川市  | 供用廃止となった公共施設を社会福祉法人に無償譲渡し認可保育園分園として整備し、そこで育休明け入園予約制度をモデル実施する。受入れ枠拡大以外にも、市内企業に対して企業内保育施設の補助制度の紹介などを実施。   |
| 武蔵野市 | 公立保育園4園において0歳児の定員を3名減らし、その分の保育士で1歳児の定員を5名増やした。  |
| 三鷹市  | 認可保育園において定員配置の見直しを行っている。  |
| 青梅市  | 増改築時に低年齢児の定員配分を多くしている。  |
| 町田市  | 20年間期間限定認可保育所(新設型):土地所有者が保育所を建設し、社会福祉法人が運営。市は土地所有者に建設費を補助し、社会福祉法人には賃借料を20年間補助する。<br>20年間期間限定認可保育所(改修型):社会福祉法人、NPO法人が民間所有者の既存建物を借り受けた上で改修工事を行い、保育所を運営。市は社会福祉法人、NPO法人に対して改修工事に補助を行い、賃借料を20年間補助する。 |

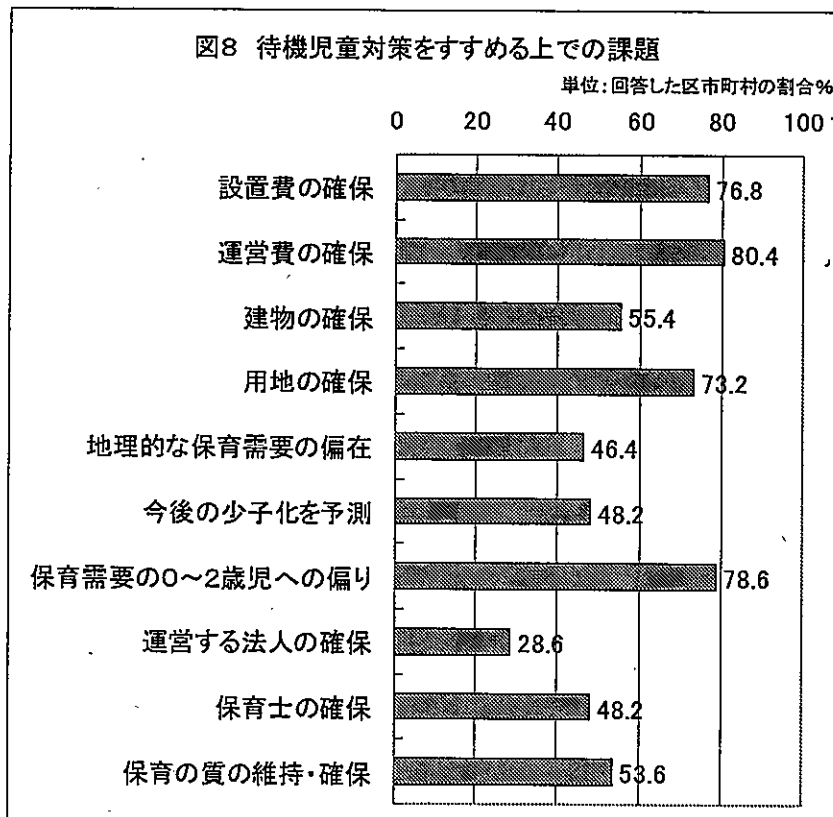
(8) 待機児童対策をすすめる上での障壁と課題

\*集計結果 86 頁

「運営費の確保」「保育需要の0～2歳児への偏り」を8割の区市町村が課題に挙げ、それに続き、「設置費」「運営費」「用地」の確保も7割の区市町村が課題としている。具体的な記載でも税収が落ち込む中での設置費と運営費の確保が多く挙げられており、待機児の地域的な偏在や保育士の確保、将来予測の難しさが指摘されている。

「待機児童対策をすすめる上での課題」は、ほとんどの課題を半数以上の区市町村が挙げている結果となっていますが、その中で最も多く8割を超えるのが「運営費の確保」で「保育需要の0～2歳児への偏り」が続きます。また、「設置費」「運営費」「用地」の確保がそれぞれ7割を超える区市町村が課題に挙げています。

一方、待機児童の増加の背景に人口流入による予測を上回る就学前人口の増加がみられます。「今後の少子化を予測」は48.2%の区市町村が課題として挙げっていますが、これも将来予測が困難な状況にあり、課題の捉え方がちよほど二極化しています。また、「運営する法人の確保」(28.6%)はむしろ低い割合となっています。



さらに、これらの課題の中でも特に大きな課題を具体的にうかがったところ、税金が減少する中での設置費・運営費の確保をはじめ、待機児の偏在（年齢・地域）への対応、少子化の将来予測、保育士の確保などが課題として挙げています。

都市部ほど、「用地の確保」に困難さを感じており、市町村部では、「運営費の確保」「保育需要の偏在」「保育士の確保」を課題に挙げています。

主な回答は、次のようになっています。

- 都心部では、地価・家賃が高く、新たな用地・スペースの確保が困難である。
- 潜在的な就労ニーズが景気等に左右されるため、保育需要を予測しにくい。
- 区内の一部の地区での人口流入が大きく、未就学児童の急増、保育需要の急伸により施設整備が追いつかない。
- 就学前人口の急増と経済状況の悪化により保育需要が高まっているが、平成 25 年度をピークに減少に転じると推測しており、大規模な認可保育所の設置は難しい判断となっている。
- 待機児童が0～2歳児に偏っているため、対応が難しい。
- 行政区域が広大で、待機児童がいる地域と定員割れの地域がある。
- 待機児童数は依然増加傾向にあり、今後、市内に大型マンションの建設計画の予定があることから、しばらくの間、同様の傾向が続くと予想される。
- 市内の待機児童が多く発生している地域にピンポイントで保育園新設のためのまとまった土地や物件を確保することが難しい。
- 安心こども基金を財源とする施設整備費補助金が平成 22 年度に終了することで、平成 23 年度以降は市と事業者の財政負担が増えることにより難しくなる。
- 保育所の新設にあたっては国と東京都の施設整備費があるため容易になってきたが、運営に関わる膨大なランニングコストに対する補助が十分でない。
- 大規模な集合住宅の建設等による児童数の変化に対応することが難しい。
- 保育士を募集しても応募がない。



(9) (8) の障壁と課題を乗り越えるために取り組んでいること \*集計結果 92 頁

**障壁と課題を乗り越えるため、保育経費の見直しによる財源の捻出、空き施設、賃貸物件の活用に取り組まれているが、増え続ける待機児への迅速な対応と財源を確保するための効率的な整備の工夫に悩む区市町村が少なくない。**

「(8) の障壁と課題を乗り越える方法、乗り越えることが困難な事情」を尋ねたところ、既存の認可保育園における定員拡大が限界に達している中で用地確保や財源の捻出のための工夫が検討されています。

主な回答は、次のようになっています。

- 廃止中学校を利用した認証型緊急保育施設を開設。
- 開設当初の認証保育所の経営の安定化を援助するため、区独自補助の家賃補助金の補助率を開設後3年間緩和している。
- 区有地を有効活用するため、保健センターの機能見直しに伴う保育所スペースの創出、廃校校舎の空きスペースを活用した区立認可保育所の設置、公園の一部を私立認可保育園の分園設置および改築のために貸与。
- 民間再開発事業者に保育所スペース確保を働きかける。
- 既存の賃貸物件を改修する際、バリアフリー法等の要件を満たすための改修やそれに伴う建築確認手続きの調整が困難だった。
- 民間賃貸ビルを借り上げて子ども、高齢者福祉施設の複合施設の建設を進めるものの、経費が高額になる。
- 時間的、経費的にも効率的なビルテナント型認可保育所の設置促進を検討している。
- 家庭福祉員の大幅増員を図ることも考えられるが、大人数になるほど、それだけ「質」の確保が難しくなる。
- 5年程度の設置を目途に、低年齢児を対象として区の空き施設等を利用した認可外保育所（区独自の保育室）を13か所設置した。
- 市税収入の伸びが期待できない中、公立保育園の民営化により保育経費全体の見直しによる財源の捻出をすすめたが、今後とも受入れ枠の拡大を継続的に実施する必要があることから限界がある。

